

半期報告書

(第19期中) 自 平成20年3月1日
至 平成20年8月31日

株式会社ティーツー

(E03319)

目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	3
3. 関係会社の状況	5
4. 従業員の状況	5
第2 事業の状況	6
1. 業績等の概要	6
2. 販売及び仕入の状況	8
3. 対処すべき課題	10
4. 経営上の重要な契約等	17
5. 研究開発活動	17
第3 設備の状況	18
1. 主要な設備の状況	18
2. 設備の新設、除却等の計画	18
第4 提出会社の状況	19
1. 株式等の状況	19
(1) 株式の総数等	19
(2) 新株予約権等の状況	19
(3) ライツプランの内容	23
(4) 発行済株式総数、資本金等の状況	23
(5) 大株主の状況	24
(6) 議決権の状況	24
2. 株価の推移	25
3. 役員の状況	25
第5 経理の状況	26
1. 中間連結財務諸表等	27
(1) 中間連結財務諸表	27
(2) その他	64
2. 中間財務諸表等	65
(1) 中間財務諸表	65
(2) その他	81
第6 提出会社の参考情報	82
第二部 提出会社の保証会社等の情報	82

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成20年11月27日
【中間会計期間】	第19期中（自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日）
【会社名】	株式会社ティーツー
【英訳名】	TAY TWO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大橋 康宏
【本店の所在の場所】	岡山県岡山市今村650番111 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記にて行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝公園二丁目4番1号ダヴィンチ芝パークA館8F
【電話番号】	03-(5408)-5100 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役CFO兼経営管理本部長兼経営企画部長兼経理財務部長 片山 靖浩
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町1丁目4番9号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第17期中	第18期中	第19期中	第17期	第18期
会計期間	自平成18年 3月1日 至平成18年 8月31日	自平成19年 3月1日 至平成19年 8月31日	自平成20年 3月1日 至平成20年 8月31日	自平成18年 3月1日 至平成19年 2月28日	自平成19年 3月1日 至平成20年 2月29日
売上高（千円）	19,789,738	21,747,611	19,755,225	44,871,898	45,568,221
経常利益（千円）	264,126	753,391	459,961	997,289	1,413,160
中間（当期）純利益（千円）	49,776	451,710	91,742	198,248	634,999
純資産額（千円）	4,294,461	4,733,481	4,760,446	4,399,186	4,769,608
総資産額（千円）	11,889,343	11,769,914	11,385,707	11,858,253	11,381,341
1株当たり純資産額（円）	7,832.53	8,781.63	9,080.57	8,015.44	9,015.50
1株当たり中間（当期）純利益 金額（円）	97.82	885.34	182.02	388.81	1,248.60
潜在株式調整後1株当たり中間 （当期）純利益金額（円）	97.62	—	—	388.40	—
自己資本比率（％）	33.7	37.9	40.0	34.5	40.1
営業活動によるキャッシュ・フロー （千円）	882,388	473,381	△151,448	1,596,736	1,530,955
投資活動によるキャッシュ・フロー （千円）	△625,075	△623,523	△286,726	△936,231	△934,914
財務活動によるキャッシュ・フロー （千円）	△209,199	△67,109	573,702	△635,117	△936,325
現金及び現金同等物の中間期末 （期末）残高（千円）	1,417,616	1,177,639	1,190,133	1,394,891	1,054,606
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕（人）	434 [567]	455 [579]	449 [609]	440 [609]	445 [616]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第18期中以降の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第17期中	第18期中	第19期中	第17期	第18期
会計期間	自平成18年 3月1日 至平成18年 8月31日	自平成19年 3月1日 至平成19年 8月31日	自平成20年 3月1日 至平成20年 8月31日	自平成18年 3月1日 至平成19年 2月28日	自平成19年 3月1日 至平成20年 2月29日
売上高（千円）	18,738,380	20,192,827	17,978,482	42,244,968	42,338,139
経常利益（千円）	340,132	862,332	496,523	1,209,197	1,631,028
中間（当期）純利益（千円）	110,055	374,068	155,282	542,003	188,056
資本金（千円）	1,165,507	1,165,507	1,165,507	1,165,507	1,165,507
発行済株式総数（株）	551,400	551,400	551,400	551,400	551,400
純資産額（千円）	4,212,099	4,877,535	4,674,591	4,588,363	4,608,686
総資産額（千円）	10,710,651	10,633,563	9,819,124	10,867,029	9,785,785
1株当たり配当額（円）	110	130	130	220	260
自己資本比率（%）	39.3	45.8	47.5	42.2	47.0
期末店舗数（店舗）	99 (43)	92 (26)	93 (24)	90 (26)	92 (25)
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]（人）	383 [500]	356 [416]	354 [425]	346 [426]	343 [437]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間（当期）純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額」については、中間連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

3. 期末店舗数の（ ）書きは、業務提携店舗数及びFC契約店舗数を外数で記載しております。なお、第17期中までは当該項目について、アイ・カフェFC店舗を含めておりましたが、平成18年9月1日に会社分割により当社アイ・カフェ事業を連結子会社である㈱アイ・カフェに承継したことにより第17期よりアイ・カフェFC店舗を含めておりません。

2【事業の内容】

当社グループは(株)テイソー（当社）及び子会社4社、関連会社4社により構成されており、「古本市場事業」、「アイ・カフェ事業」、「EC事業」を主な事業としているほか、これらに付帯するサービス事業等を営んでおります。なお、(株)ばんぐらについては、当社が(株)ばんぐら株式を売却したため当中間連結会計期間末においては持分法適用関連会社から除外しております。

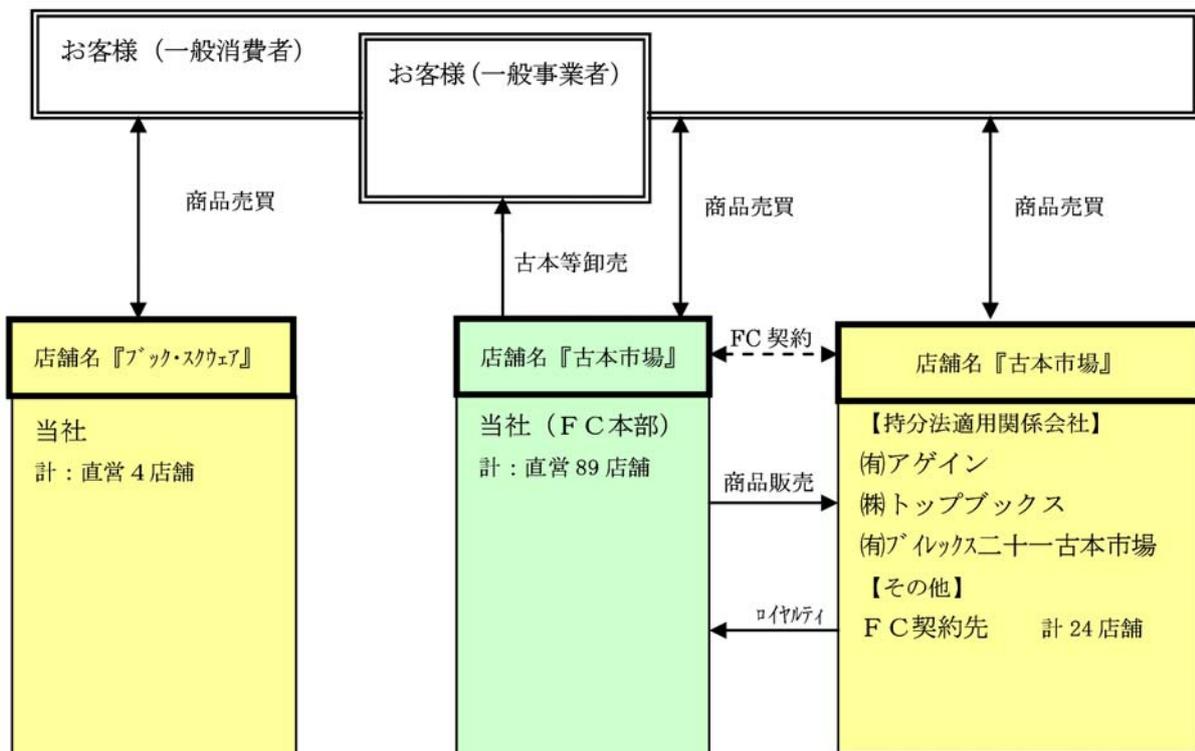
当社グループの事業区分毎の事業内容と当社及び子会社・関連会社の当該事業区分における位置づけ並びに主要な事業との関連は次のとおりであります。

事業区分	事業内容	会社名
古本市場事業	「古本市場」店舗運営事業	当社
	「古本市場」フランチャイズ事業	当社 ○(有)アゲイン ○(株)トップブックス ○(有)ブレックス二十一古本市場
	「ブック・スクウェア」等店舗運営事業	当社
アイ・カフェ事業	「アイ・カフェ」店舗運営事業	◎(株)アイ・カフェ
	「アイ・カフェ」フランチャイズ事業	当社 ◎(株)アイ・カフェ
	システム開発事業	◎インターピア(株)
	複合エンタテインメント施設運営事業	○NECCA PTE. LTD.
EC事業	「@古本市場」によるインターネット通信販売事業	◎(株)ユーブック

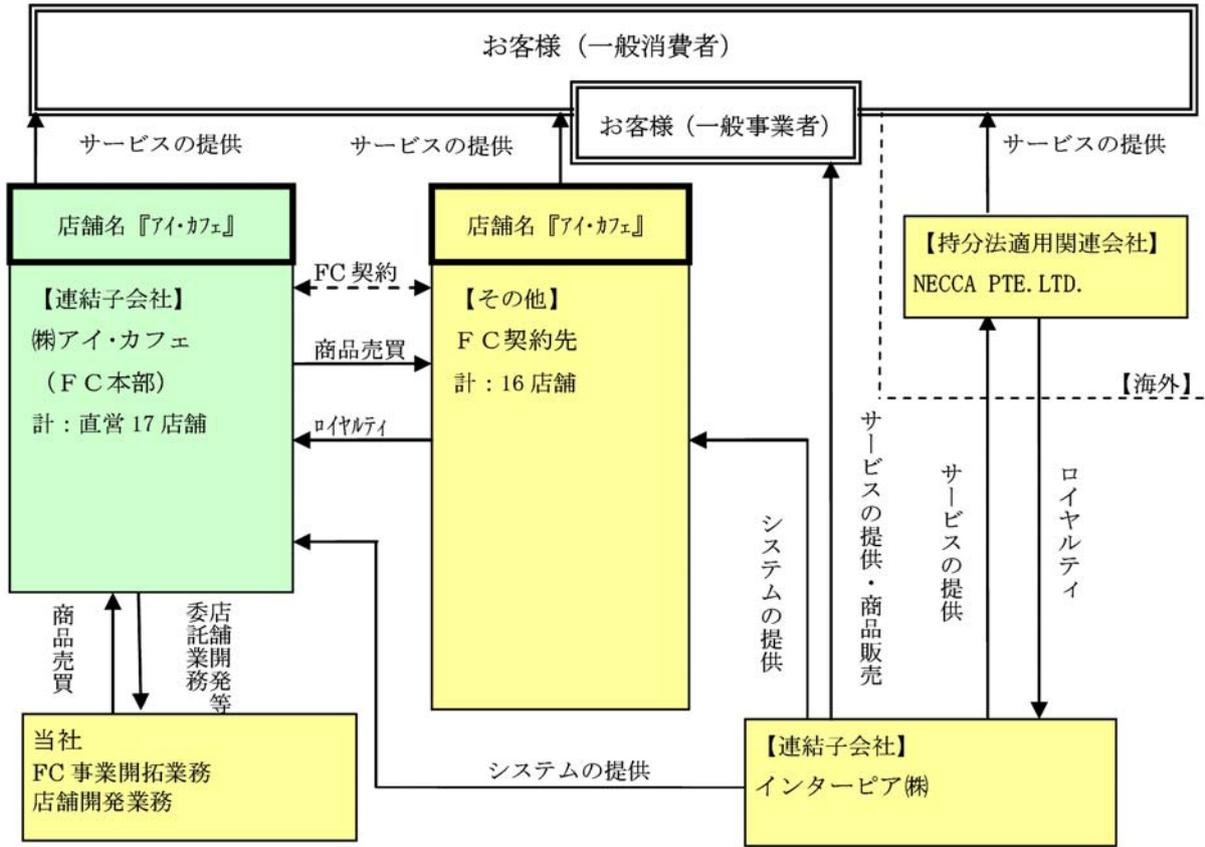
(注) 1. 会社名の前に記載しております◎は連結子会社、○は持分法適用関連会社を意味します。

(事業系統図)

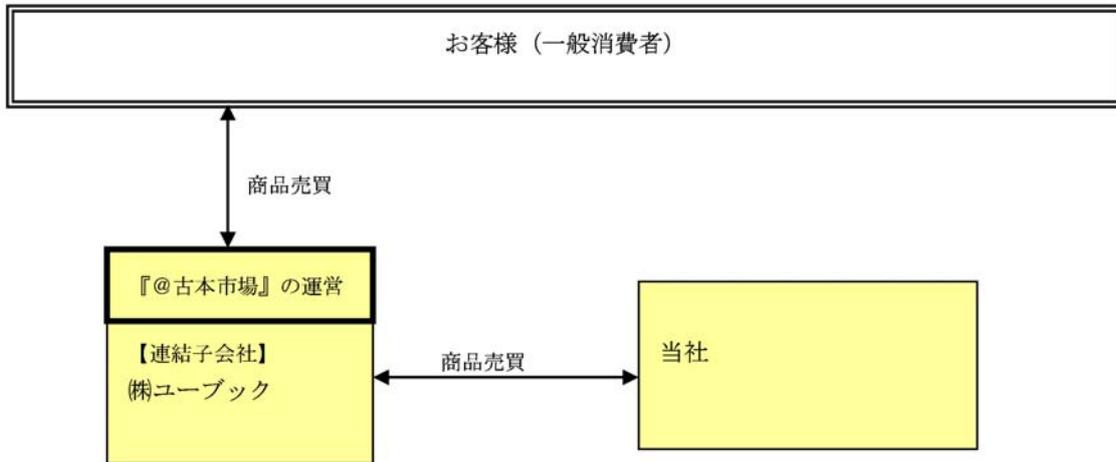
①古本市場事業



②アイ・カフェ事業



③E C 事業



3 【関係会社の状況】

持分法適用関連会社であった(株)ばんぐらについては、当社が(株)ばんぐら社株式を売却したため当中間連結会計期間末においては持分法適用関連会社から除外しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年8月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）	
古本市場事業	330	[425]
アイ・カフェ事業	78	[157]
E C事業	18	[27]
全社	23	[0]
合計	449	[609]

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は当中間連結会計期間の平均人員（1人1日8時間換算）を[]外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年8月31日現在

従業員数（人）	354	[425]
---------	-----	-------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は当中間会計期間の平均人員（1人1日8時間換算）を[]外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、昨年末をピークに景気後退局面に入ったとみられており、米国のサブプライムローン問題に端を発した金融市場の混乱や原油・原材料高騰により、企業収益の悪化、家計所得の圧迫といった実体経済への悪影響が現れてきております。当社グループの属する小売サービス業につきましても先行きの景況感はマイナスが続く状況にあり、個人消費はますます低迷し厳しい経営環境が続いております。

こうした環境の下、前年同期の古本市場事業好調の反動減もあって、当中間連結会計期間の連結売上高は197億5千5百万円（前年同期比9.2%減）、連結営業利益4億8千3百万円（前年同期比36.4%減）、連結経常利益4億5千9百万円（前年同期比38.9%減）、連結中間純利益9千1百万円（前年同期比79.7%減）となりました。

（古本市場事業の概況）

古本市場事業を取り巻く環境を商品別にみると以下のとおりであります。

「古本」市場につきましては、既存店売上高伸長率は落ち着きをみせているものの、業界大手企業を中心とした新規出店は依然として継続しており、厳しい競争が続いております。「家庭用テレビゲーム」市場につきましては、「ニンテンドーDS Lite」、「プレイステーション3」、「Wii」といった新型ゲーム機の発売により、大いに活況を呈していた国内テレビゲーム市場全体にも落ち着きがみえはじめております。「音楽及び映像メディアソフト」市場につきましては、音楽ソフト・映像ソフトのいずれにおいてもPC及び携帯電話向けのデジタルコンテンツ配信が大きく成長しております。その一方で、当社グループが取り扱うパッケージソフト市場は長期的に縮小傾向が続いております。

このような環境の下、古本市場事業においては、既存のテイスコーポレートサイトのリニューアルと併せて、より機動的に店舗情報を発信することによりお客様を積極的に店舗へ誘導することを目的に「ふるいち店舗情報サイト」をオープンいたしました。また、古本市場店舗の夏のキャンペーンとして「古本市場 夏の大感謝祭」を実施し、各種商材の売上拡大を図りました。新規出店としては、直営店として古本市場東村山店（東京都）の出店を行ったことに加え、古本市場松原店（大阪府）のスクラップ&ビルドを実施し、店舗網の拡充及び店舗競争力強化を図ってまいりました。

これらの取り組みを行い売上の増強に努めましたが、新型ゲーム機の売上が好調であった前年同期の反動減等により、当中間連結会計期間における古本市場事業の売上高は179億7千万円（前年同期比11.0%減）、営業利益は10億7千5百万円（前年同期比18.9%減）となりました。

なお、当中間連結会計期間において物流コストの見直しや古本管理精度の向上を目的に「物流改善プロジェクト」を発足いたしました。同プロジェクトでは今後の出店計画等をもとに、物流センターが必要とする適正在庫量を再定義し、適正在庫の維持に必要な店舗及び物流のオペレーションの具体的改善策及び再定義した適正在庫を上回る過剰在庫の廃棄を決定いたしました。これにより、特別損失1億8千2百万円を計上いたしました。今後の過剰在庫発生防止の体制確立に大きく前進いたしました。

（アイ・カフェ事業の概況）

「インターネット・コミック・カフェ」市場につきましては、店舗数の増加が足踏みを感じさせている中、当該事業を営む大手市場企業の利益水準も低下がみられるなど、市場全体の厳しい状況が続いております。

このような環境の下、アイ・カフェ事業においては、収益性を重要視し、立地や賃借条件を厳選した出店方針のもと、直営店の新規出店を抑制し、FC店としてアイ・カフェピーアーク竹ノ塚店（東京都）1店舗を新規出店いたしました。店舗運営面に関しましては、新メニューや新サービスの導入、集客や拡販のため割引クーポンの発行など様々なキャンペーンを展開いたしました。また、アイ・カフェ岡山本店のスクラップ&ビルドを実施し、店舗競争力の強化を図りました。なお、連結子会社であるインターピア㈱においては、新しい店舗運営POSシステムの一次開発を完了し、大口顧客への納品を行いました。

このような取り組みにより、当中間連結会計期間におけるアイ・カフェ事業の売上高は15億6千7百万円（前年同期比16.2%増）となりました。利益面においても、営業損失5千8百万円（前中間連結会計期間は営業損失1億2千3百万円）となり、営業損失が大幅に縮小する結果となりました。

（EC事業の概況）

「EC（電子商取引）」市場は、ブロードバンドの普及が進み、携帯インターネットビジネスの市場規模が急速に拡大することが見込まれる一方で、業界大手の独占・寡占化の進行、取扱い商材の拡大や広告・流通形態の進化などにより、競争・競合は激化しております。

このような環境の下、EC事業においては、リサイクル品の高価買取施策の実施、テーマ別古本販売をはじめとする各種販売活動の実施、会員限定キャンペーンの実施などにより、品揃えの拡充やリピーター顧客拡大で売

上高の向上に注力いたしました。加えて、ECサイトの利便性を高めるため、システムの開発・改修に努めてまいりました。

このような取り組みの結果、EC事業の売上高は2億6千1百万円（前年同期比1.7%増）となりました。利益面においては、営業利益7百万円（前年同期比39.0%減）ながら、平成20年2月期に引き続き黒字を達成する結果となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における、現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、前連結会計年度末と比較して1億3千5百万円増加し、11億9千万円となりました。

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの原因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において営業活動の結果支出した資金は、1億5千1百万円（前中間連結会計期間は4億7千3百万円の収入）となりました。

これは主に税金等調整前中間純利益、減価償却費のプラス要因があったものの、法人税等の支払が大きく増加したこと、及び仕入債務の減少の支出によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において投資活動の結果支出した資金は、2億8千6百万円（前中間連結会計期間は6億2千3百万円の支出）となりました。

これは主に有形・無形固定資産の取得による支出、その他の関係会社有価証券（テイツー“もったいない”ファンド）への投資による支出によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において財務活動の結果増加した資金は、5億7千3百万円（前中間連結会計期間は6千7百万円の支出）となりました。

これは主に一時的な資金調達による短期借入金の増加、及び設備投資に伴う長期借入金が増加したことによるものであります。

2 【販売及び仕入の状況】

(1) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

区分	金額 (千円)	構成比 (%)	前年同期比 (%)
リサイクル品			
本	2,339,862	11.9	98.2
ゲーム	3,919,075	19.8	99.8
CD	320,520	1.6	92.9
ビデオ・DVD	498,945	2.5	93.2
小計	7,078,404	35.8	98.4
新品			
本	367,133	1.9	96.1
ゲーム	9,171,212	46.4	81.4
CD	619,219	3.1	110.2
ビデオ・DVD	560,250	2.8	94.8
その他	31,308	0.2	84.8
小計	10,749,124	54.4	83.7
レンタル	76,921	0.4	90.9
業務提携	19,172	0.1	68.1
その他	44,038	0.3	106.5
古本市場事業	17,967,660	91.0	89.0
アイ・カフェ事業	1,567,223	7.9	116.2
EC事業	220,341	1.1	101.6
合計	19,755,225	100.0	90.8

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 仕入実績

当中間連結会計期間における仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

区分	金額 (千円)	構成比 (%)	前年同期比 (%)
リサイクル品			
本	748,277	5.5	94.8
ゲーム	2,533,385	18.5	100.7
CD	150,281	1.1	110.9
ビデオ・DVD	230,126	1.7	97.9
小計	3,662,071	26.8	99.7
新品			
本	270,778	2.0	97.1
ゲーム	8,211,413	60.1	82.6
CD	475,926	3.5	116.6
ビデオ・DVD	510,655	3.7	113.7
その他	25,131	0.2	81.1
小計	9,493,905	69.5	85.5
レンタル	45,182	0.3	104.1
その他	7,585	0.1	80.3
古本市場事業	13,208,744	96.7	89.0
アイ・カフェ事業	382,826	2.8	149.3
EC事業	73,312	0.5	97.0
合計	13,664,884	100.0	90.1

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。
なお、当社は、株式会社の支配に関する基本方針を次の通り定めております。

I 基本方針の内容

1. 経営基本方針

当社グループは、すべてのステークホルダーの「満足を創る」を経営理念に掲げ、「テイツウの七感」を行動指針とし、企業価値の持続的向上と企業の社会的責任を果たしていきたいと考えております。

テイツウの七感

- ① 変化を観る「目」をもつ
- ② お客様の声を聴く「耳」をもつ
- ③ 親しみと感謝の気持ちを表す「口」をもつ
- ④ 自らを律し、常に向上しようとする「心」をもつ
- ⑤ 常に新しい価値と独創性を創り出す「頭」をもつ
- ⑥ お客様が次に何を望むのか、時代がどう変わるのかを感じる「勘」をもつ
- ⑦ お客様に親身にそしてけなげに接するひたむきな「姿勢」をもつ

当社グループは、(株)テイツウとその傘下にある子会社で構成される小売サービスグループであります。当社グループは共通の経営理念と統一された戦略のもとに一体的な業務運営を行い、お客様の目線に立った「顧客価値の創造」によって、付加価値の高い小売サービスを提供し、その対価として得られる持続的な収益をもって、企業価値の持続的向上に努めております。

2. 事業内容

当社グループのビジネス・ポートフォリオは、3つの事業セグメントから構成されております。

①古本市場事業

書籍・ゲーム・映像・音楽の分野で新品とリサイクル品の買取・販売を行う店舗を運営する古本市場事業につきましては、現時点におきましてはキャッシュフローを生み出す当社グループの中核事業であります。が、市場の成熟化・競合の激化が進んでいる事業でもあり、ドミナントエリアにおける継続的な新規出店やスクラップ&ビルド、既存店の活性化などにより持続的安定成長を目指しております。

②アイ・カフェ事業

快適な時間と空間を時間制課金型で提供するインターネット・コミック・カフェの店舗運営を行うアイ・カフェ事業につきましては、インターネット・コミック・カフェ市場の急成長とともに新規参入事業者が増加し競争環境が厳しくなっておりますが、今後も成長が続く事業分野であると認識しております。当社グループでは、アイ・カフェ事業が設備投資先行型の事業特性であることから、古本市場事業で確立したフランチャイジー展開・コミックの品揃えのノウハウ等を活用し、フランチャイジーを中心とした店舗網拡充により規模の拡大を図りつつ、確固たる収益基盤を築き、当社グループの利益成長に貢献する事業に育成する計画であります。

③EC事業

古本及び新品とリサイクル品のゲーム・映像・音楽の買取・販売をインターネットを通じて行うEC事業につきましては、古本市場店舗のない地域のお客様にも古本市場店舗と同様の商品やサービスを提供することができる古本市場事業を補完する事業であり、ブロードバンド環境やインターネット・第三代携帯電話の普及とともに成長を期待できる事業であります。古本市場事業で培ったノウハウを活かして今後の当社グループの事業拡大を担う事業と位置づけております。

3. ステークホルダー

当社グループのステークホルダーは顧客をはじめ、従業員・株主・取引先・フランチャイジー・行政・地域社会など、経済活動をともにするすべての個人と法人であります。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社グループは、現在の社会生活がグローバルな変化と無関係ではいられないことから、上記の3つの事業セグメントを通じて経済活動をともにするすべてのステークホルダーの利益に最大限の配慮を行い、テイツウの七感を行動指針としてすべてのステークホルダーの「満足を創る」ことが最も重要であると考えております。このような当社グループの経営理念の実践を前提として、当社グループは、資本調達を通じてリスクをご負担いただく株主の皆様が、原則として当社グループの主権者であると認識しており、株主主権が企業価値（株主価値）と株主共同の利益の確保と向上に資する条件整備、すなわち株主の皆様と経営陣の情報共有に最大限の努力を行う必要があると考えております。

II 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防ぐための取組み（買収防衛策について）

当社は、平成20年4月18日開催の取締役会において、特定の株主又は株主グループによって当社の株式の一定規模以上の買付行為が行われた場合の対応策（以下「本施策」という。）について、以下のとおり決定し、平成20年5月27日に開催された当社定時株主総会において、本施策の導入を株主の皆様にご承認をいただきました。

第1 本施策導入の目的について

1. 本施策の目的

当社は、当社に対し買収提案が行われた場合に、これを受入れるか否かの判断は、その時点における当社株主に委ねられるべきであると考えております。また当社は、その場合に当社株主が、十分な情報と相当な検討期間に基づいた判断（インフォームド・ジャッジメント）を行えるようにすることが、企業価値及び株主共同の利益の確保と向上のために必要であると考えております。

このような考え方のもと、本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注1）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所有価証券市場における買付、公開買付、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、係る買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」という。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、当社グループの企業価値を確保し又は向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。また、大規模買付行為に関する対応策発動の是非を検討する際には、その時点における当社取締役会が自己の保身を図るなど、恣意的判断が入る余地のない適正な手続を取り、できるだけ株主意思を反映させるため、株主総会等を通じて発動の是非を検討することとしております。

ここに、特定株主グループとは、①当社株券等の所有者（注2）及びその共同所有者（注3）、又は②当社株券等の買付等（注4）を行う者及びその特別関係者（注5）をいい、議決権保有割合とは、特定株主グループが上記①の場合においては当該所有者の株券等保有割合（注6）をいい、特定株主グループが上記②の場合においては当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（注7）の合計をいいます。

（注1）金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下、同じとします。

（注2）金融商品取引法第27条の23第1項に規定する所有者をいい、同条第3項に基づき所有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

（注3）金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同所有者をいい、同条第6項に基づき共同所有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

（注4）金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。以下、同じとします。

（注5）金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。

（注6）金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいい、当該所有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。

（注7）金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。

2. 当社グループの企業価値の確保・向上のための取組み

(1) 当社グループの基本的な事業運営の考え方

当社グループは、古本及び新品とリサイクル品のゲーム・CD・DVDの買取・販売を行う店舗を運営する古本市場事業、古本及び新品とリサイクル品のゲーム・CD・DVDの買取・販売をインターネットを通じて行うEC事業、快適な時間と空間を時間制課金型で提供するインターネット・コミック・カフェの店舗運営を行うアイ・カフェ事業から構成されており、いずれの事業も「ご家族で楽しめる廉価な娯楽の提供」を通じての「顧客価値の創造」という共通した事業コンセプトのもとに事業運営を行っております。

古本市場事業は、主力業態の「古本市場」、取扱商品を絞り込んだ駅前小型店の「ふる1（いち）」、新刊書籍を取扱う「ブック・スクウェア」の3業態を展開し、創業地である岡山県及び京阪神・埼玉県にドミナント出店を行い、ドミナントエリア内の知名度を高め、効率的なチェーンオペレーションを実現しております。

古本市場事業では、書籍・ゲーム・CD・DVDという商材の複合化、新品とリサイクル品の複合化という様々な複合化を図ることで、お客様の様々なご要望にお応えする店舗づくりに努めております。また、リサイクル品については、買取・販売に適合する品質基準の設定、市場動向や在庫状況により常に変更を求められる商品ごとの価格設定、あるいは品揃え・在庫確保に固有のノウハウとシステムと人材が必要とされ、新品商品の人気アイテムについては、生産数量が限定されている場合が多く、メーカーや卸業者等の取引先との長年にわたる信頼関係の構築が不可欠な事業であります。

当社では、この事業に必要な固有の要件を満たすことにより、新品に比べ相対的に低価格でリサイク

ル品を提供し、お客様に価値を認めていただいております。また、リサイクル品の取扱いは、リユース事業と言い換えることもできます。当社事業の拡大はリユースを促進し、地球温暖化防止、CO₂排出抑制、地球環境保全に寄与するという側面をもち、社会的価値を有するものであり、今後ますますその重要性が増すものと考えております。

当社では、この複合化やリサイクルのノウハウ・システム・人材・取引先との信頼関係を基盤とした事業展開を図ることによって、集客力・競争力を高め、お客様に価値を提供し続け、企業価値の向上を図るとともに地球環境保全という観点だけでなく書籍・映像・音楽・ゲームという分野で文化の一翼を担う社会的使命を果たしてまいりたいと考えております。このことは、インターネットを通じて「古本市場」店舗と同様の価値をお客様に提供するEC事業も全く同様であります。また、快適な時間と空間を時間制課金型で提供するインターネット・コミック・カフェの店舗運営を行うアイ・カフェ事業においても、グループ共通の経営理念、事業コンセプトに基づき、古本市場事業で培ったコミックやゲームのノウハウの活用、取引先やフランチャイジーとの一体感を醸成することで、より一層のお客様の満足度を高め、企業価値の向上を図るとともに社会的使命を果たすことができるものと考えております。

このように、当社グループの事業においては、顧客、株主、取引先、従業員、フランチャイジーにとどまらず、社会的責任をもち、地域社会との調和、環境への配慮、文化の伝達など、事業を進めるに当たり広範囲のステークホルダーの利益を最大限に配慮することも重要であると考えております。

従いまして、当社グループの企業価値は、中長期的な視点に立ち、広範囲のステークホルダーの存在に配慮した事業展開を行ってきたひとつの帰結として、古本市場事業とこれらの関連事業との有機的な運営によって確保・向上されるべきものと考えております。

(2) グループ経営理念

当社グループは、古本市場事業、EC事業、アイ・カフェ事業から構成されており、いずれの事業においても『満足を創る』をグループ共通の経営理念とし、日常生活における廉価な娯楽を提供することを通じて「顧客価値の創造(Customer Value Creation)」を目指した事業運営を行っております。

この「顧客価値の創造」を実現するために、

- ① 変化を観る「目」をもつ
- ② お客様の声を聴く「耳」をもつ
- ③ 親しみと感謝の気持ちを表す「口」をもつ
- ④ 自らを律し、常に向上しようとする「心」をもつ
- ⑤ 常に新しい価値と独創性を創り出す「頭」をもつ
- ⑥ お客様が次に何を望むのか、時代がどう変わるのかを感じる「勘」をもつ
- ⑦ お客様に親身にそしてけなげに接するひたむきな「姿勢」をもつ

から成る「ティーツーの七感」を定め、当社グループの役員・従業員が事業活動のあらゆるプロセスにおいて常に心に留め、書籍・ゲーム・映像・音楽・快適な時間と空間の提供という各分野において顧客価値・顧客満足度を創造し、文化の一翼を担うことで社会に貢献したいと考えております。

当社グループは、上述の考え方をもとに、日々の事業活動を通じて、企業としての社会的責任を果たし、健全な事業成長を遂げることに、社会の発展に貢献することを目指しております。

(3) グループ経営計画

当社グループは、日常生活におけるエンタテインメント商品や快適な時間と空間の提供を通じて、お客様の満足度を創り、社会に貢献することを事業の目的としており、当社グループの中期経営目標として、連結ROEの向上(20%以上)と自己資本比率の向上を定めております。また、中期経営目標を達成するため、それぞれの事業において中期経営計画を次のように定めております。

書籍・ゲーム・映像・音楽の分野で新品とリサイクル品の買取・販売を行う店舗を運営する古本市場事業につきましては、現時点におきましてはキャッシュフローを生み出す当社グループの中核事業であります。市場の成熟化・競争の激化が進んでいる事業でもあり、ドミナントエリアにおける継続的な新規出店やスクラップ&ビルド、既存店の活性化などにより持続的安定成長を目指しております。

また、古本及び新品とリサイクル品のゲーム・映像・音楽の買取・販売をインターネットを通じて行うEC事業につきましては、古本市場店舗のない地域のお客様にも古本市場店舗と同様の商品やサービスを提供することができる古本市場事業を補完する事業であり、ブロードバンド環境やインターネット・携帯電話の普及とともに成長を期待できる事業であります。古本市場事業で培ったノウハウを活かして今後の当社グループの事業拡大を担う事業と位置づけております。

快適な時間と空間を時間制課金型で提供するインターネット・コミック・カフェの店舗運営を行うアイ・カフェ事業につきましては、インターネット・コミック・カフェ市場の急成長とともに新規参入事業者が増加し競争環境が厳しくなっておりますが、今後も成長が続く事業分野であると認識しております。当社グループでは、アイ・カフェ事業が設備投資先行型の事業特性であることから、古本市場事業で確立したフラン

チャイジー展開・コミックの品揃えのノウハウ等を活用し、フランチャイジーを中心とした店舗拡大により規模の拡大を図りつつ、確固たる収益基盤を築き、当社グループの利益成長に貢献する事業に育成する計画であります。

このような中期経営計画を着実に遂行することにより、「顧客価値を創造」し、企業価値の向上を図り、株主・顧客・従業員・取引先・フランチャイジー・地域社会の皆様の「満足を創る」ことができるものと確信しております。

(4) 利益還元の方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと位置づけ、企業価値の向上に努めております。利益還元につきましては、将来の事業展開に備えた内部留保の充実を勘案し、連結配当性向25%以上を目処として、連結業績に応じた配当を安定的に実施することを基本方針としております。また、キャッシュフローの状況に応じて、自己株式の取得など機動的な株主還元策を併せて講ずることにより、総合的な株主還元性向を高めていきたいと考えております。

3. 本施策の必要性

大規模買付者の行う大規模買付行為であっても、株主の皆様がこれを受入れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的に株主の皆様が判断に委ねられるべきものであります。平成20年2月末時点で、当社の議決権の36.5%は当社創業者及びその資産管理会社が保有しておりますが、大規模買付行為は、それが成就すれば当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

にもかかわらず、実際には、大規模買付者に関する十分な情報の提供なくしては、株主の皆様が、当該大規模買付行為により当社グループの企業価値に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。とりわけ、上述した当社グループの企業価値に関わる特殊事情をも考慮すると、当社は、大規模買付者をして株主の皆様が判断に必要かつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様が判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為又は当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様が提示することが、当社の取締役としての責務であると考えております。

さらに、近時の日本の資本市場と法制度のもとにおいては、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性も、決して否定できない状況にあります。係る状況のもとにおいては、当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

そこで、当社は、係る見解を具体化する施策として、大規模買付者が従うべき一定の情報提供等に関するルール（以下「大規模買付ルール」という。）と、並びに、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は大規模買付行為によって当社グループの企業価値が毀損される場合に当社がとりうる対抗措置（以下「大規模買付対抗措置」という。）について、その要件及び内容を予め設定するに至ったものであります。なお、大規模買付対抗措置の発動を検討する際には、取締役会による恣意的な判断を避け、会社と株主の皆様との間で十分にコミュニケーションを図ることが重要であるとの認識のもと、株主意思の反映にも最大限配慮しております。

なお、本施策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」や、(株)ジャスダック証券取引所が平成18年3月31日に発表した「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等に伴う株券上場審査基準等の一部改正について」に合致している等、株主の皆様のために合理的に機能するような設計がなされております。

第2 本施策の内容について

1. 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール（後記2.）と、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置（後記3.）から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主及び当社取締役会による判断のための情報提供（後記2.(1)）と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与（後記2.(2)）を要請しております。

本施策においては、次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提として（後記3.(1)）、その発動の要件を、①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は②株主意思確認手続において大規模買付対抗措置の発動につき賛同が得られた場合に限定することといたしました（後記3.(2)(3)）。

2. 大規模買付ルール

(1) 取締役会に対する情報提供

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、当社株主の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本情報」という。）を書面で提供していただきます。これは、当該大規模買付行為に関し、株主が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な検討・評価を行うことを目的としております。

本情報の具体的な内容は大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所又は本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととし、当社代表取締役は、係る意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただく本情報のリストを当該大規模買付者に対して交付します。本情報の一般的項目は以下のとおりです。

- ①大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の概要（沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近3カ年の有価証券報告書又はこれに相当する書面、連結財務諸表を含む。）
- ②大規模買付行為の目的及び具体的内容
- ③大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の株券等保有割合及び保有株券等の数
- ④大規模買付行為における当社株券等の取得価額の算定根拠、取得資金の裏付け、並びに資金調達の内容及び条件
- ⑤大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）が当社グループの経営権を取得した場合における、経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値及び算出根拠、並びに役員候補者及びその略歴
- ⑥大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）と当社グループの主要取引先との間の従前の取引関係及び競合関係
- ⑦大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割
- ⑧当社グループの従業員、主要取引先、顧客、地域社会その他の当社グループの利害関係者との関係について、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容
- ⑨現金以外の対価をもって大量買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報
- ⑩大規模買付者が提供する本情報を記載した書面の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載又は記載の欠落を含まない旨の、責任者による宣誓

大規模買付者が提出した本情報が不十分であると認められる場合は、当社取締役会が、大規模買付者に対し、追加的に情報提供を求めることがあります。また、大規模買付者が提出した本情報は、株主の判断に必要なかつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で、その全部又は一部を開示いたします。

(2) 取締役会における検討及び評価

次に、大規模買付者には、意向表明書による当社取締役会に対する本情報の提供を完了した日から本項に定める一定期間（以下「評価期間」といいます。）が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、株主共同の利益のため、当社取締役会に、本情報の検討及び評価、大規模買付者との交渉及び協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主に対する代替的提案の作成及び提示等を行う機会を与えていただくためです。

評価期間は、原則として、90日とします（以下「当初評価期間」という。）。ただし、当社取締役会が、当初評価期間の満了までに、大規模買付対抗措置を発動するか否かにつき、株主意思確認手続に付する旨を決定し、これを大規模買付者に通知した場合は、評価期間は、当該株主意思確認手続の終了する日まで延期されるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家の助言を受けながら、提供された本情報の検討及び評価を行い、当該大規模買付行為又は当該大規模買付者の提案に係る経営方針等についての当社取締役会としての意見を慎重に取り纏めます。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉及び協議を行い、当社取締役会として、株主の皆様に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

3. 大規模買付対抗措置

(1) 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等、後記(2)に述べる一定の大規模買付対抗措置の発動の要件をみたま場合は、当社取締役会は、新株予約権の発行、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

具体的な大規模買付対抗措置として株主の皆様に対する無償割当の方法によって新株予約権を発行する場合の募集事項の概要は、別紙に定めるとおりとします。この新株予約権には、当該大規模買付行為に係る特定株主グループに属さないことなどの行使条件を付する場合があります。なお、機動的に新株予約権の発行ができるよう、新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

(2) 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定める要件を具備する場合に限るものとします。

①大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、又はその他大規模買付ルールに定める十分な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が取締役会の評価期間が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合は、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、取締役会が後記(3)②の株主意思確認手続に付することが相当であると判断し、当該手続において、大規模買付対抗措置の発動につき賛同が得られたときは、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

(3) 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、次の各号に定める手続を経るものとします。

①監査役の評議

当社取締役会は、前記(2)の①の要件に該当するとの判断、及び後記②の株主意思確認手続に付するとの判断、並びに最終的な具体的大規模買付対抗措置の発動の決議にあたっては、必要に応じて外部専門家の助言も受けつつ、当社社外監査役を含む監査役全員の賛同を得るものとします。

②株主意思確認手続

当社取締役会が、前記(2)①の要件に該当しないにもかかわらず、大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、本項に定める大規模買付対抗措置の発動に関する株主の皆様を意思を確認する手続（以下「株主意思確認手続」という。）において、総株主の投票権の3分の1以上を有する株主が投票を行い、その投票権の過半数の賛同を得るものとします。

当社取締役会は、大規模買付者が意向表明書による当社取締役会に対する情報提供を完了した後、株主意思確認手続に付する可能性があるとして判断するときは、予め、株主意思確認手続において投票権を行使しうる株主を確定するための基準日（以下「株主投票基準日」という。）として、当初評価期間の満了後であって実質株主確定に係る実務に照らして定めることのできる最も早い日を定めます。株主投票基準日は、その2週間前までに公告するものとします。

当社取締役会は、当初評価期間の満了までに、大規模買付対抗措置の発動につき、株主意思確認手続に付するか否か及び株主意思確認手続に付する場合の方法を決定し、大規模買付者に通知するものとします。

株主意思確認手続は、株主の皆様による投票（以下「書面投票」という。）又は株主意思確認手続のために開催される総会（以下「株主意思確認総会」という。）における投票により行います。株主意思確認手続において投票権を行使することのできる株主は、株主投票基準日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主とし、各株主は、株式に係る議決権1個につき1個の投票権を有するものとします。

書面投票による場合は、当社は、書面投票日の3週間前までに、株主投票基準日現在の株主に対し、投票すべき議案、投票日（以下「書面投票日」という。）、書面投票日までに投票用紙が当社に到達すべき旨その他当社取締役会が定める事項を記載又は添付した投票用紙を、発送するものとします。

株主意思確認総会における投票による場合は、株主意思確認総会の招集手続及び投票権の行使の方法は、法令及び当社定款に基づく株主総会の招集手続及びこれらにおける議決権行使方法に準じるものとします。

なお、株主意思確認手続中であっても、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合は、当社取締役会は、いつでも株主意思確認手続を中止し、前記(3)①の手続に従って適切な大規模買付対抗措置を発動することができます。

4. 本施策の有効期間並びに廃止及び変更

本施策は、平成20年2月末日までの事業年度に係る定時株主総会（平成20年5月27日開催）において議案として上程し、出席株主の皆様を過半数の賛成を得ることを停止条件として導入します。また、有効期間は平成22年5月に開催予定の当社定時株主総会終結時までとしました。

そして、本施策の有効期間満了前であっても、企業価値及び株主共同の利益確保又は向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を随時見直し、臨時株主総会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合、又は取締役会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止されるものと

しました。

第3 本施策の合理性について

1. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

前記第1に述べたとおり、本施策は、株主の皆様をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社グループの企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、並びに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の要件及び内容を予め設定するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目的とするものです。

また、前記第2に述べた大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

2. 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、いずれも前記第2において具体的かつ明確に示したところであり、株主の皆様、投資家及び大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

3. 株主意思の反映

- (1) 前記第2の4.に述べたとおり、本施策は、平成20年5月27日開催の株主総会に議案として提出し、出席株主の過半数の賛成を得ております。また、その有効期間は、平成22年開催予定の定時株主総会終結時までとされています。そして、有効期間満了前であっても、臨時株主総会の決議又は株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議によって、廃止又は変更することができます。

したがって、本施策の継続、廃止又は変更の是非の判断には、株主総会における株主の皆様が反映されるものと考えます。

- (2) また、前記第2の3.のとおり、本施策においては、前記第2の3.(2)①のような客観的な要件によらずに大規模買付対抗措置を発動する場合には、株主意思を最大限反映させるため、株主総会の手続に準じた株主意思確認手続において株主の賛同を得るものとしております。

したがって、本施策における大規模買付対抗措置の発動の是非の判断には、必要に応じて株主の皆様が意思が適切に反映されるものと考えます。

4. 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、前記第2の3.(2)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本施策においては、前記第2の3.(3)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の手続を定め、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するに当たり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

5. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

前記第2の4.の「本施策の有効期間並びに廃止及び変更」に記載したとおり、本施策は、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができますので、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、本施策はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

第4 本施策が株主及び投資者に及ぼす影響について

1. 大規模買付ルールが株主の皆様及び投資家に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、当該ルールの導入時点で新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、当該時点において株主の皆様及び投資家の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、当社の株主の皆様をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えます。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なる可能性がありますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

2. 大規模買付対抗措置の発動が株主の皆様及び投資家に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合でも、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利又は経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。それ以外の株主の皆様が法的権利又は経済的

利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令及び証券取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として株主の皆様に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割当てられますので、名義書換未了の株主様には、当該基準日までに名義書換を完了していただく必要があります。また、新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。係る手続を行わない場合は、当該株主様の議決権保有割合が希釈化することになります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続を取ったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになります（なお、この場合、係る株主の皆様には、別途、当該大規模買付行為に係る特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

別紙

新株予約権の募集事項の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその割当条件

当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割当で新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 割当てる新株予約権の総数

割当てる新株予約権の総数は、1,400,000個を上限として、取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割当てる新株予約権の総数がこの上限を超えない範囲で、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 新株予約権の払込金額

無償とする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと（ただし、本施策の当初導入時に既に議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者による行使は当社取締役会決議により認めることができる。）等を行使条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

9. 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとする。

以上

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

5 【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

(1) 主要な設備の増加

当中間連結会計期間において、古本市場事業では1店舗を新規出店しております。

なお、当中間連結会計期間に取得した主要な設備の中間連結会計期間末の状況は以下のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	設備の 内容	帳簿価額			従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (千円)	有形固定資 産その他 (千円)	合計 (千円)	
(株)テイツー	営業用設備 (東京都) 1店舗	古本市場事業	店舗設備	23,239	3,714	26,954	3[5]

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は当中間連結会計期間の平均人員(1人1日8時間換算)を[]外数で記載しております。

2. リース契約による主な賃借設備の増加は、次のとおりであります。

名称	リース期間	支払リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)	備考
店舗設備機器	60ヵ月	2,187	32,909	所有権移転外ファイナンス・リース

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の変更

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、改修計画についての重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

(2) 重要な設備計画の完了

前連結会計年度末に計画中であった設備計画のうち、古本市場事業1店舗及びアイ・カフェ事業1店舗の店舗移転については、平成20年4月に完了しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000
計	2,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成20年8月31日)	提出日現在発行数(株) (平成20年11月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	551,400	551,400	ジャスダック証券取引所	—
計	551,400	551,400	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成20年11月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づく新株予約権を含む)により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成17年5月26日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成20年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年10月31日)
新株予約権の数(個)	9,540(注)1	9,490(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)3	9,540	9,490
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	17,309	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年6月1日 至平成21年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)4	発行価格 17,309 資本組入額 8,655	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認が必要となります。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 取締役8名、監査役1名及び従業員89名に付与しております。

2. 取締役8名、監査役1名及び従業員88名に付与しております。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、係る調整は当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

その他当社が取締役会決議により定める一定の場合にも適宜調整を行います。

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行（新株引受権の行使、新株予約権の行使により新株式を発行するときを除く）するとき、もしくは自己株式の処分をする場合又は時価を下回る価額をもって会社普通株式を取得することができる新株予約権又は新株予約権が付された証券を発行するとき、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行増加株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、会社の発行済株式総数から会社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新株式発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

その他当社が取締役会決議により定める一定の場合にも適宜調整を行います。

5. 新株予約権の行使の条件

- ① 対象者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社グループ会社の取締役、監査役、従業員の地位を保有していることを要する。
- ② 新株予約権の相続は認めない。
- ③ 対象者に法令、定款もしくは社内規律に違反する重大な行為があった場合又は対象者が当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないとされる事由が生じた場合は、新株予約権を行使することができないものとする。
- ④ 対象者は、割当を受けた新株予約権の質入れその他の処分をすることができない。
- ⑤ 当社は、当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権割当に関する契約において、年間（1月1日から12月31日までの期間をいう。）における新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額の上限（「年間発行価額の上限」という。）を定めることができ、対象者はかかる年間発行価額の上限を超えないように、新株予約権を行使しなければならない。
- ⑥ その他の条件については、平成17年5月26日開催の第15期定時株主総会及び新株予約権発行に係る取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成19年5月28日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成20年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年10月31日)
新株予約権の数(個)	9,370(注)1	9,340(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)3	9,370	9,340
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	9,050	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年6月1日 至平成23年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)4	発行価格 9,050 資本組入額 4,525	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認が必要となります。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)1. 取締役8名、監査役2名及び従業員108名に付与しております。

2. 取締役8名、監査役2名及び従業員107名に付与しております。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、係る調整は当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他当社が取締役会決議により定める一定の場合にも適宜調整を行います。

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行(新株引受権の行使、新株予約権の行使により新株式を発行するときを除く)するとき、もしくは自己株式の処分をする場合又は時価を下回る価額をもって会社普通株式を取得することができる新株予約権又は新株予約権が付された証券を発行するとき、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行増加株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、会社の発行済株式総数から会社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新株式発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

その他当社が取締役会決議により定める一定の場合にも適宜調整を行います。

5. 新株予約権の行使の条件

① 対象者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社グループ会社の取締役、監査役、従業員の地位を保有していることを要する。

② 新株予約権の相続は認めない。

③ 対象者に法令、定款もしくは社内規律に違反する重大な行為があった場合又は対象者が当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないと思われる事由が生じた場合は、新株予約権を行使することができないものとする。

- ④ 対象者は、割当を受けた新株予約権の質入れその他の処分をすることができない。
- ⑤ 当社は、当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権割当に関する契約において、年間（1月1日から12月31日までの期間をいう。）における新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額の上限（「年間発行価額の上限」という。）を定めることができ、対象者はかかる年間発行価額の上限を超えないように、新株予約権を行使しなければならない。
- ⑥ その他の条件については、平成19年5月28日開催の第17期定時株主総会及び新株予約権発行に係る取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

平成20年5月27日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成20年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年10月31日)
新株予約権の数(個)	9,990(注)1	9,960(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)3	9,990	9,960
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	7,898	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年6月1日 至平成24年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)4	発行価格 7,898 資本組入額 3,949	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認が必要となります。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 取締役8名、監査役2名及び従業員124名に付与しております。

2. 取締役8名、監査役2名及び従業員123名に付与しております。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、係る調整は当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

その他当社が取締役会決議により定める一定の場合にも適宜調整を行います。

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、会社が時価を下回る価額で新株を発行（新株引受権の行使、新株予約権の行使により新株式を発行するときを除く）するとき、もしくは自己株式の処分をする場合又は時価を下回る価額をもって会社普通株式を取得することができる新株予約権又は新株予約権が付された証券を発行するとき、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行増加株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、会社の発行済株式総数から会社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新株式発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

その他当社が取締役会決議により定める一定の場合にも適宜調整を行います。

5. 新株予約権の行使の条件

- ① 対象者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社グループ会社の取締役、監査役、従業員の地位を保有していることを要する。
- ② 新株予約権の相続は認めない。
- ③ 対象者に法令、定款もしくは社内規律に違反する重大な行為があった場合又は対象者が当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないとされる事由が生じた場合は、新株予約権を行使することができないものとする。
- ④ 対象者は、割当を受けた新株予約権の質入れその他の処分をすることができない。
- ⑤ 当社は、当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権割当に関する契約において、年間（1月1日から12月31日までの期間をいう。）における新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額の上限（「年間発行価額の上限」という。）を定めることができ、対象者はかかる年間発行価額の上限を超えないように、新株予約権を行使しなければならない。
- ⑥ その他の条件については、平成20年5月27日開催の第18期定時株主総会及び新株予約権発行に係る取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成20年3月1日～ 平成20年8月31日	—	551,400	—	1,165,507	—	1,119,796

(5) 【大株主の状況】

平成20年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
(有)ワイ・エイ・ケイ・コーポ レーション	岡山県岡山市藤田1328-4	165,000	29.92
秋山良夫	岡山県岡山市	20,000	3.63
日本マスタートラスト信託銀 行(株) (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	16,748	3.04
(株)山陰合同銀行	島根県松江市魚町10	14,542	2.64
テイツー従業員持株会	東京都港区芝公園2-4-1 ダヴィンチ芝パ ークA館8F	11,718	2.13
東京海上日動火災保険(株)	東京都千代田区丸の内1-2-1	10,000	1.81
(株)中国銀行	岡山県岡山市丸の内1-15-20	9,257	1.68
大橋康宏	東京都豊島区	9,228	1.67
(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	7,000	1.27
(株)トマト銀行	岡山県岡山市番町2-3-4	6,382	1.16
計	—	269,875	48.95

(注) 当社は自己株式(49,577株、8.99%)を保有しておりますが、大株主として表記しておりません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 49,577	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 501,823	501,823	—
端株	—	—	—
発行済株式総数	551,400	—	—
総株主の議決権	—	501,823	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式1株を含めて記載しております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

②【自己株式等】

平成20年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(株)テイツー	岡山市今村650番111	49,577	—	49,577	8.99
計	—	49,577	—	49,577	8.99

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高(円)	8,110	7,780	7,850	8,020	8,120	8,180
最低(円)	5,810	6,400	6,700	7,500	7,500	7,230

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の状態はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成19年3月1日から平成19年8月31日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成20年3月1日から平成20年8月31日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成19年3月1日から平成19年8月31日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成20年3月1日から平成20年8月31日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）及び当中間連結会計期間（平成20年3月1日から平成20年8月31日まで）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）及び当中間会計期間（平成20年3月1日から平成20年8月31日まで）の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成19年8月31日)		当中間連結会計期間末 (平成20年8月31日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年2月29日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		1,310,696		1,323,440		1,187,825	
2. 売掛金		320,600		358,284		332,863	
3. たな卸資産		3,889,839		3,712,754		3,812,609	
4. その他		833,047		646,154		577,726	
貸倒引当金		△3,146		△1,990		△2,697	
流動資産合計		6,351,037	54.0	6,038,644	53.0	5,908,327	51.9
II 固定資産	※1						
1. 有形固定資産							
(1)建物及び構築物		1,820,276		1,609,515		1,659,513	
(2)土地		242,279		242,279		242,279	
(3)建設仮勘定		20,000		50,408		118,835	
(4)その他		261,836	2,344,392	284,646	2,186,849	285,192	2,305,820
2. 無形固定資産							
(1)ソフトウェア		203,772		260,874		276,433	
(2)その他		98,483	302,256	67,833	328,707	82,221	358,655
3. 投資その他の資産							
(1)長期貸付金		527,952		535,099		506,568	
(2)差入保証金		1,595,861		1,635,657		1,624,850	
(3)その他		648,413		662,763		677,119	
貸倒引当金		—	2,772,228	△2,014	2,831,505	—	2,808,538
固定資産合計			5,418,877	46.0		5,347,063	47.0
資産合計			11,769,914	100.0		11,385,707	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成19年8月31日)		当中間連結会計期間末 (平成20年8月31日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年2月29日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債	※2						
1. 買掛金		1,270,254		1,173,171		1,365,477	
2. 短期借入金		1,250,000		1,080,000		790,000	
3. 1年内返済予定 長期借入金		810,906		913,656		743,535	
4. 未払法人税等		333,113		175,560		548,009	
5. 賞与引当金		114,550		104,702		104,101	
6. ポイント値引 引当金		267,426		280,264		281,720	
7. その他		844,289		823,065		889,323	
流動負債合計		4,890,540	41.6	4,550,420	40.0	4,722,168	41.5
II 固定負債							
1. 長期借入金		1,655,684		1,611,642		1,401,898	
2. 退職給付引当金		134,323		149,242		143,002	
3. 役員退職慰勞 引当金		171,637		164,468		187,421	
4. その他		184,247		149,488		157,242	
固定負債合計	2,145,892	18.2	2,074,840	18.2	1,889,565	16.6	
負債合計	7,036,433	59.8	6,625,261	58.2	6,611,733	58.1	
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金	1,165,507	9.9	1,165,507	10.2	1,165,507	10.2	
2. 資本剰余金	1,119,796	9.5	1,119,796	9.8	1,119,796	9.8	
3. 利益剰余金	2,491,443	21.2	2,640,137	23.2	2,612,644	23.0	
4. 自己株式	△320,091	△2.7	△372,069	△3.2	△342,048	△3.0	
株主資本合計	4,456,655	37.9	4,553,371	40.0	4,555,899	40.0	
II 評価・換算差額等							
1. その他有価証券 評価差額金	2,264	0.0	2,626	0.0	2,402	0.0	
2. 為替換算調整勘定	1,708	0.0	843	0.0	918	0.0	
評価・換算差額等 合計	3,973	0.0	3,469	0.0	3,321	0.0	
III 新株予約権	2,713	0.0	13,890	0.1	7,727	0.1	
IV 少数株主持分	270,139	2.3	189,714	1.7	202,659	1.8	
純資産合計	4,733,481	40.2	4,760,446	41.8	4,769,608	41.9	
負債純資産合計	11,769,914	100.0	11,385,707	100.0	11,381,341	100.0	

②【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)		当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)		前連結会計年度の 連結損益計算書 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)				
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)			
I 売上高		21,747,611	100.0	19,755,225	100.0	45,568,221	100.0			
II 売上原価		16,290,140	74.9	14,519,275	73.5	34,545,330	75.8			
売上総利益		5,457,470	25.1	5,235,950	26.5	11,022,890	24.2			
III 販売費及び一般管理費										
1. 広告宣伝費		211,598		186,921		370,825				
2. 貸倒引当金繰入額		998		1,549		1,631				
3. 従業員給与及び賞与		798,139		833,386		1,680,890				
4. パート・アルバイト 給与		540,986		543,489		1,102,174				
5. 賞与引当金繰入額		99,940		93,521		89,564				
6. 役員退職慰労 引当金繰入額		11,166		11,068		26,950				
7. 退職給付費用		12,986		13,308		26,223				
8. 賃借料		929,828		944,803		1,862,717				
9. 減価償却費		154,841		168,553		333,799				
10. その他		1,936,292	4,696,779	21.6	1,955,493	4,752,096	24.1	4,079,691	9,574,469	21.0
営業利益		760,691	3.5	483,853	2.4	1,448,421	3.2			
IV 営業外収益										
1. 受取利息		4,757		3,493		13,671				
2. 受取配当金		115		146		238				
3. 受取賃貸料		38,479		49,619		79,542				
4. その他		17,084	60,436	0.3	27,276	80,536	0.4	36,069	129,520	0.3
V 営業外費用										
1. 支払利息		29,444		31,488		58,596				
2. 不動産賃貸費用		31,302		63,836		84,387				
3. 持分法による 投資損失		6,851		8,918		20,552				
4. その他		137	67,737	0.3	184	104,427	0.5	1,243	164,781	0.4
経常利益		753,391	3.5	459,961	2.3	1,413,160	3.1			

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)			当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)			前連結会計年度の 連結損益計算書 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)		
		金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
VI 特別利益										
1. 固定資産売却益	※1	116			—			116		
2. 投資有価証券売却益		—			550			2,244		
3. 賃貸契約解約益		—			—			12,012		
4. 持分変動利益		—			573			5,468		
5. 役員退職慰労引当金 戻入益		—			4,690			—		
6. 保険収入		—	116	0.0	3,749	9,562	0.0	—	19,842	0.0
VII 特別損失										
1. 商品評価損	※2	—			182,857			—		
2. 固定資産除却損	※3	2,548			2,961			10,683		
3. 減損損失	※4	21,377			—			135,634		
4. のれん償却額	※5	—			—			37,667		
5. リース契約解約損		787			402			1,044		
6. 投資有価証券評価損		—	24,713	0.1	19,499	205,721	1.0	—	185,029	0.4
税金等調整前中間 (当期)純利益			728,793	3.4		263,802	1.3		1,247,973	2.7
法人税、住民税及び 事業税	※6	310,642			149,329			751,295		
法人税等調整額		—	310,642	1.4	—	149,329	0.7	△40,612	710,682	1.5
少数株主利益又は損 失(△)			△33,559	△0.1		22,730	0.1		△97,708	△0.2
中間(当期)純利益			451,710	2.1		91,742	0.5		634,999	1.4

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年2月28日 残高（千円）	1,165,507	1,119,796	2,095,937	△290,489	4,090,752
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△56,204	—	△56,204
中間純利益	—	—	451,710	—	451,710
自己株式の取得	—	—	—	△29,602	△29,602
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計（千円）	—	—	395,506	△29,602	365,903
平成19年8月31日 残高（千円）	1,165,507	1,119,796	2,491,443	△320,091	4,456,655

	評価・換算差額等		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定			
平成19年2月28日 残高（千円）	4,066	668	—	303,698	4,399,186
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△56,204
中間純利益	—	—	—	—	451,710
自己株式の取得	—	—	—	—	△29,602
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	△1,802	1,040	2,713	△33,559	△31,608
中間連結会計期間中の変動額合計（千円）	△1,802	1,040	2,713	△33,559	334,295
平成19年8月31日 残高（千円）	2,264	1,708	2,713	270,139	4,733,481

当中間連結会計期間（自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成20年2月29日 残高（千円）	1,165,507	1,119,796	2,612,644	△342,048	4,555,899
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△65,742	—	△65,742
中間純利益	—	—	91,742	—	91,742
自己株式の取得	—	—	—	△30,021	△30,021
持分法適用会社減少に伴う 剰余金増加額	—	—	1,493	—	1,493
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計 （千円）	—	—	27,493	△30,021	△2,527
平成20年8月31日 残高（千円）	1,165,507	1,119,796	2,640,137	△372,069	4,553,371

	評価・換算差額等		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定			
平成20年2月29日 残高（千円）	2,402	918	7,727	202,659	4,769,608
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△65,742
中間純利益	—	—	—	—	91,742
自己株式の取得	—	—	—	—	△30,021
持分法適用会社減少に伴う 剰余金増加額	—	—	—	—	1,493
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）	223	△75	6,163	△12,945	△6,634
中間連結会計期間中の変動額合計 （千円）	223	△75	6,163	△12,945	△9,162
平成20年8月31日 残高（千円）	2,626	843	13,890	189,714	4,760,446

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年2月28日 残高（千円）	1,165,507	1,119,796	2,095,937	△290,489	4,090,752
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△122,238	—	△122,238
当期純利益	—	—	634,999	—	634,999
自己株式の取得	—	—	—	△51,559	△51,559
持分法適用会社減少に伴う 剰余金増加額	—	—	3,945	—	3,945
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計 （千円）	—	—	516,706	△51,559	465,147
平成20年2月29日 残高（千円）	1,165,507	1,119,796	2,612,644	△342,048	4,555,899

	評価・換算差額等		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定			
平成19年2月28日 残高（千円）	4,066	668	—	303,698	4,399,186
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△122,238
当期純利益	—	—	—	—	634,999
自己株式の取得	—	—	—	—	△51,559
持分法適用会社減少に伴う 剰余金増加額	—	—	—	—	3,945
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	△1,663	250	7,727	△101,039	△94,725
連結会計年度中の変動額合計 （千円）	△1,663	250	7,727	△101,039	370,422
平成20年2月29日 残高（千円）	2,402	918	7,727	202,659	4,769,608

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシ ュ・フロー				
税金等調整前中間 (当期) 純利益		728,793	263,802	1,247,973
減価償却費		223,858	276,511	483,261
減損損失		21,377	—	135,634
ポイント値引引当金の 減少額		△25,383	△1,455	△11,088
賞与引当金の増減額 (減少:△)		3,966	600	△6,481
退職給付引当金の 増加額		10,267	6,239	18,946
役員退職慰労引当金の 増減額(減少:△)		11,076	△22,953	26,860
貸倒引当金の増減額 (減少:△)		6	1,307	△441
受取利息及び受取 配当金		△4,872	△3,639	△13,909
支払利息		29,444	31,488	58,596
持分法による投資損失		6,851	8,918	20,552
長期貸付金の家賃 相殺額		36,712	39,501	66,838
投資有価証券評価損		—	19,499	—
固定資産売却益		△116	—	△116
固定資産除却損		2,548	2,961	10,683
売上債権の増減額 (増加:△)		77,346	△25,421	65,084
たな卸資産の減少額		223,471	99,854	301,753
その他流動資産の 増減額 (増加:△)		△56,499	△72,912	752
仕入債務の減少額		△589,001	△192,305	△493,779
その他流動負債の 増減額 (減少:△)		120,333	△63,109	166,544
その他		33,803	24,662	63,323
小計		853,985	393,551	2,140,987

		前中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
利息及び配当金の 受取額		2,948	1,159	10,020
利息の支払額		△29,259	△29,650	△58,639
法人税等の支払額		△354,293	△516,508	△561,413
営業活動によるキャッシ ュ・フロー		473,381	△151,448	1,530,955
II 投資活動によるキャッシ ュ・フロー				
定期預金の純増加額		△50,010	△87	△50,172
有形固定資産の取得に よる支出		△231,727	△159,581	△343,071
有形固定資産の売却に よる収入		150	—	150
無形固定資産の取得に よる支出		△48,253	△71,747	△209,693
差入保証金の払込によ る支出		△50,784	△22,420	△133,105
差入保証金の返還によ る収入		22,844	29,712	48,910
投資有価証券の取得に よる支出		△1,263	△39,855	△4,214
投資有価証券の売却に よる収入		—	—	3,000
子会社株式取得に伴う 支出		—	△4,200	△3,400
短期貸付金の貸付によ る支出		△200,000	—	△200,000
短期貸付金の回収によ る収入		—	—	200,000
長期貸付金の貸付によ る支出		△34,781	△19,067	△100,781
長期貸付金の回収によ る収入		—	175	17,595
事業譲受による支出		—	—	△127,175
その他		△29,697	346	△32,954
投資活動によるキャッシ ュ・フロー		△623,523	△286,726	△934,914

		前中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
Ⅲ 財務活動によるキャッシ ュ・フロー				
短期借入金の純増減額 (純減少額:△)		350,000	290,000	△110,000
長期借入れによる収入		130,000	800,000	270,000
長期借入金の返済によ る支出		△461,245	△420,135	△922,403
自己株式の取得による 支出		△29,740	△30,205	△51,803
親会社による配当金の 支払額		△56,123	△65,957	△122,119
財務活動によるキャッシ ュ・フロー		△67,109	573,702	△936,325
Ⅳ 現金及び現金同等物に係 る換算差額		—	—	—
Ⅴ 現金及び現金同等物の増 減額 (減少:△)		△217,251	135,527	△340,284
Ⅵ 現金及び現金同等物の期 首残高		1,394,891	1,054,606	1,394,891
Ⅶ 現金及び現金同等物の中 間期末 (期末) 残高	※	1,177,639	1,190,133	1,054,606

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社の数 3社</p> <p>連結子会社の名称 ㈱ユーブック ㈱アイ・カフェ インターピア㈱</p> <p>上記以外に子会社はありません。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 3社</p> <p>連結子会社の名称 ㈱ユーブック ㈱アイ・カフェ インターピア㈱</p> <p>(2) 非連結子会社の名称等 非連結子会社の名称 民法上の任意組合ティツ ー“もったいない”ファ ンド (連結の範囲から除いた 理由) 非連結子会社は、小規 模であり、総資産、売上 高、中間純損益(持分 に見合う額)及び利益剰 余金(持分に見合う額) 等は、中間連結財務諸 表に重要な影響を及ぼ していません。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 3社</p> <p>連結子会社の名称 ㈱ユーブック ㈱アイ・カフェ インターピア㈱</p> <p>(2) 非連結子会社の名称等 非連結子会社の名称 民法上の任意組合ティツ ー“もったいない”ファ ンド (連結の範囲から除いた 理由) 非連結子会社は、小規 模であり、総資産、売上 高、当期純損益(持分 に見合う額)及び利益剰 余金(持分に見合う額) 等は、連結財務諸表に 重要な影響を及ぼして いません。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
2. 持分法適用に関する事項	<p>持分法適用関連会社の数 7社</p> <p>持分法適用関連会社の名称 (有)アゲイン、(株)トップブックス、(有)ブイレックス二十一古本市場、(株)ばんぐら、(株)オフィスサプライ、NECCA PTE. LTD.、(株)良品トナー</p> <p>上記以外に関連会社はありません。</p> <p>(株)良品トナーは、当社持分法適用関連会社(株)オフィスサプライが、同社を設立したことにより関連会社となったため、当中間連結会計期間より持分法を適用しております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社の数 1社</p> <p>持分法適用の非連結子会社の名称 民法上の任意組合テイター“もったいない”ファン</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社の数 4社</p> <p>持分法適用の関連会社の名称 (有)アゲイン、(株)トップブックス、(有)ブイレックス二十一古本市場、NECCA PTE. LTD.</p> <p>上記以外に関連会社はありません。</p> <p>なお、(株)ばんぐらについては、当社が(株)ばんぐら株式を売却したため当中間連結会計期間末においては持分法適用から除外しております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社の数 1社</p> <p>持分法適用の非連結子会社の名称 民法上の任意組合テイター“もったいない”ファン</p> <p>民法上の任意組合テイター“もったいない”ファンは、当連結会計年度に設立したため、当連結会計年度より持分法適用の非連結子会社としております。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社の数 5社</p> <p>持分法適用の関連会社の名称 (有)アゲイン、(株)トップブックス、(有)ブイレックス二十一古本市場、(株)ばんぐら、NECCA PTE. LTD.</p> <p>上記以外に関連会社はありません。</p> <p>なお、(株)オフィスサプライ及び会社設立に伴い当連結会計年度より持分法を適用した同社の子会社(株)良品トナーについては、当社が(株)オフィスサプライ株式を売却したため当連結会計年度末においては持分法適用から除外しております。</p>
3. 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	<p>連結子会社のうち(株)ユーブック及び(株)アイ・カフェの中間決算日は中間連結決算日と一致しております。</p> <p>インターピア(株)の中間決算日は、6月30日であります。</p> <p>中間連結財務諸表の作成に当たって、当該会社については、中間連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。</p>	同左	<p>連結子会社のうち(株)ユーブック及び(株)アイ・カフェの決算日は連結決算日と一致しております。</p> <p>インターピア(株)の決算日は、12月31日であります。</p> <p>連結財務諸表の作成に当たって、当該会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(イ)重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券 その他有価証券 時価のあるもの …中間決算日の市場価格に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの …移動平均法による原価法</p> <p>②たな卸資産 (1)商品 …主として移動平均法による原価法 (2)食材 …最終仕入原価法 (3)貯蔵品 …最終仕入原価法</p> <p>(ロ)重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物 10～20年 その他 5～10年</p> <p>②無形固定資産 ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づく定額法</p> <p>(ハ)重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>(イ)重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>②たな卸資産 (1)商品 同左 (2)食材 同左 (3)貯蔵品 同左</p> <p>(ロ)重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 同左</p> <p>②無形固定資産 ソフトウェア 同左</p> <p>(ハ)重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 同左</p>	<p>(イ)重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券 その他有価証券 時価のあるもの …連結決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 同左</p> <p>②たな卸資産 (1)商品 同左 (2)食材 同左 (3)貯蔵品 同左</p> <p>(ロ)重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 同左</p> <p>②無形固定資産 ソフトウェア 同左</p> <p>(ハ)重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
	<p>②賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>③ポイント値引引当金 将来のポイントサービスの利用による売上値引に備えるため、過去の使用実績に基づき将来使用されると見込まれる金額を計上しております。</p> <p>④退職給付引当金 当社及び一部の連結子会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>⑤役員退職慰労引当金 当社及び一部の連結子会社は役員の退職慰労金の支払に充てるため、内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(ニ)重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が、借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>②賞与引当金 同左</p> <p>③ポイント値引引当金 同左</p> <p>④退職給付引当金 同左</p> <p>⑤役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(ニ)重要なリース取引の処理方法 同左</p>	<p>②賞与引当金 同左</p> <p>③ポイント値引引当金 同左</p> <p>④退職給付引当金 当社及び一部の連結子会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>⑤役員退職慰労引当金 当社及び一部の連結子会社は役員の退職慰労金の支払に充てるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。</p> <p>(ニ)重要なリース取引の処理方法 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
	(ホ)その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式 によっております。	(ホ)その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理方法 同左	(ホ)その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理方法 同左
5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書 (連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び預入期間が3ヵ月以内の定期預金等からなっております。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び預入期間が3ヵ月以内の定期預金等からなっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
(有形固定資産の減価償却の方法の変更) 当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産(建物を除く)について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。	—————	(有形固定資産の減価償却の方法の変更) 当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産(建物を除く)について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)
(中間連結損益計算書関係) 「パート・アルバイト給与」は従来、「雑給」と表示しておりましたが、内容をより明瞭に表示するために科目名の変更を行っております。	—————

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
(建物の残存価額) 当社及び連結子会社の建物については、従来、残存価額を取得原価の5%と見積り減価償却を行っていましたが、すべての建物を当中間連結会計期間から残存価額をゼロとして減価償却する方法に変更しております。この変更は、近年の店舗閉鎖時における建物処分損の重要性が増してきたため、建物の残存価額の見直しを行ったことによるものであります。 この変更により、従来の方法によった場合と比較して、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益がそれぞれ26,306千円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。	(有形固定資産の残存簿価の償却方法) 当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間から、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産（建物を除く）について、償却可能限度額まで償却した連結会計年度の翌連結会計年度から5年で均等償却する方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。	(建物の残存価額) 当社及び連結子会社の建物については、従来、残存価額を取得原価の5%と見積り減価償却を行っていましたが、すべての建物を当連結会計年度から残存価額をゼロとして減価償却する方法に変更しております。この変更は、近年の店舗閉鎖時における建物処分損の重要性が増してきたため、建物の残存価額の見直しを行ったことによるものであります。 この変更により、従来の方法によった場合と比較して、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ53,076千円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年8月31日)	当中間連結会計期間末 (平成20年8月31日)	前連結会計年度末 (平成20年2月29日)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,843,940千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,200,424千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,025,097千円
※2. 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ流動負債の「その他」に含めて表示しております。	※2. 同左	—————

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年 3月 1日 至 平成19年 8月 31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 3月 1日 至 平成20年 8月 31日)	前連結会計年度 (自 平成19年 3月 1日 至 平成20年 2月 29日)
※1. 固定資産売却益の内訳 有形固定資産の 116千円 その他 _____ ※3. 固定資産除却損の内訳 建物及び構築物 213千円 有形固定資産の 745 その他 ソフトウェア 1,589 計 2,548	_____ ※2. 商品評価損 抜本的な古本の物流コストの改善、店舗・物流センターにおけるオペレーションの改善を目的とした「物流改善プロジェクト」の実施に伴い、余剰在庫（古本商品）の廃棄を決定したことにより、商品（古本）の廃棄損失見込額を特別損失として計上したものであります。 ※3. 固定資産除却損の内訳 建物及び構築物 2,261千円 有形固定資産の 352 その他 ソフトウェア 348 計 2,961	※1. 固定資産売却益の内訳 有形固定資産の その他（車両運搬具） 116千円 _____ ※3. 固定資産除却損の内訳 建物及び構築物 2,235千円 有形固定資産の その他（車両運搬具・器具備品） 2,977 ソフトウェア 5,469 計 10,683

前中間連結会計期間 (自 平成19年 3月 1日 至 平成19年 8月 31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 3月 1日 至 平成20年 8月 31日)	前連結会計年度 (自 平成19年 3月 1日 至 平成20年 2月 29日)																												
<p>※4. 減損損失</p> <p>当中間連結会計期間において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。</p>		<p>※4. 減損損失</p> <p>当連結会社年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿圏</td> <td>アイ・カフェ 店舗 1 店舗</td> <td>建物及び構築物、有形固定資産のその他、リース資産</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	近畿圏	アイ・カフェ 店舗 1 店舗	建物及び構築物、有形固定資産のその他、リース資産		<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">北海道圏</td> <td>古本市場 店舗 1 店舗</td> <td>建物及び構築物、器具備品、リース資産</td> </tr> <tr> <td>アイ・カフェ 店舗 1 店舗</td> <td>建物及び構築物、器具備品、リース資産</td> </tr> <tr> <td>関東圏</td> <td>古本市場 店舗 1 店舗</td> <td>建物及び構築物、器具備品、リース資産</td> </tr> <tr> <td>中部圏</td> <td>転貸 店舗 1 店舗</td> <td>建物及び構築物</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">近畿圏</td> <td>古本市場 店舗 1 店舗</td> <td>建物及び構築物、器具備品、リース資産</td> </tr> <tr> <td>アイ・カフェ 店舗 1 店舗</td> <td>建物及び構築物、器具備品、リース資産</td> </tr> <tr> <td>中国圏</td> <td>アイ・カフェ 店舗 1 店舗</td> <td>建物及び構築物、器具備品、その他（投資その他の資産）</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	北海道圏	古本市場 店舗 1 店舗	建物及び構築物、器具備品、リース資産	アイ・カフェ 店舗 1 店舗	建物及び構築物、器具備品、リース資産	関東圏	古本市場 店舗 1 店舗	建物及び構築物、器具備品、リース資産	中部圏	転貸 店舗 1 店舗	建物及び構築物	近畿圏	古本市場 店舗 1 店舗	建物及び構築物、器具備品、リース資産	アイ・カフェ 店舗 1 店舗	建物及び構築物、器具備品、リース資産	中国圏	アイ・カフェ 店舗 1 店舗	建物及び構築物、器具備品、その他（投資その他の資産）
場所	用途	種類																												
近畿圏	アイ・カフェ 店舗 1 店舗	建物及び構築物、有形固定資産のその他、リース資産																												
場所	用途	種類																												
北海道圏	古本市場 店舗 1 店舗	建物及び構築物、器具備品、リース資産																												
	アイ・カフェ 店舗 1 店舗	建物及び構築物、器具備品、リース資産																												
関東圏	古本市場 店舗 1 店舗	建物及び構築物、器具備品、リース資産																												
中部圏	転貸 店舗 1 店舗	建物及び構築物																												
近畿圏	古本市場 店舗 1 店舗	建物及び構築物、器具備品、リース資産																												
	アイ・カフェ 店舗 1 店舗	建物及び構築物、器具備品、リース資産																												
中国圏	アイ・カフェ 店舗 1 店舗	建物及び構築物、器具備品、その他（投資その他の資産）																												
<p>当社グループは、独立採算管理が可能である店舗ごとに資産をグループ化しております。</p> <p>営業損益において減損の兆候がみられた店舗については、将来の回収可能性を勘案したうえで固定資産の帳簿価額を減額し、当該減少額及び、その店舗にて使用しているリース資産のリース残債を減額し、当該減少額を合計し、減損損失(21,377千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物 7,780千円、有形固定資産のその他 8,491千円及びリース資産 5,106千円です。</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、備忘価額により評価しております。</p>		<p>当社グループは、独立採算管理が可能である店舗ごとに資産をグルーピングしております。なお、遊休資産については当該資産単独でグルーピングしております。</p> <p>営業損益において減損の兆候がみられた店舗及び今後の使用見込みが乏しい遊休資産については、将来の回収可能性を勘案したうえで固定資産の帳簿価額を減額し、当該減少額及びその店舗にて使用しているリース資産のリース残債を減額し、当該減少額を合計し、減損損失(135,634千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物92,008千円、器具備品15,621千円、リース資産22,393千円及びその他（投資その他の資産）5,612千円です。</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、備忘価額により評価しております。</p>																												

前中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
<p>※6. 当中間連結会計期間における税金費用については、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。</p>	<p>※6. 同左</p>	<p>※5. のれん償却額</p> <p>会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」第32項の規定に基づき、連結子会社である㈱アイ・カフェ株式の減損処理に伴って、のれんを一括償却したものであります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (株)	当中間連結会計期間 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	551,400	—	—	551,400
合計	551,400	—	—	551,400
自己株式				
普通株式	40,450	3,000	—	43,450
合計	40,450	3,000	—	43,450

(注) 普通株式の自己株式の増加3,000株は、取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当中間連結 会計期間末 残高 (千円)
			前連結会計 年度末	当中間連結 会計期間増 加	当中間連結 会計期間減 少	当中間連結 会計期間末	
提出会社	平成19年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	2,713
	合計	—	—	—	—	—	2,713

(注) 平成19年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月28日 定時株主総会	普通株式	56,204	110	平成19年2月28日	平成19年5月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年10月22日 取締役会	普通株式	66,033	利益剰余金	130	平成19年8月31日	平成19年11月5日

当中間連結会計期間（自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（株）	当中間連結会計期間 増加株式数（株）	当中間連結会計期間 減少株式数（株）	当中間連結会計期間 末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	551,400	—	—	551,400
合計	551,400	—	—	551,400
自己株式				
普通株式	45,691	3,886	—	49,577
合計	45,691	3,886	—	49,577

(注) 普通株式の自己株式の増加3,886株は、取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間連結 会計期間末 残高 (千円)
			前連結会計 年度末	当中間連結 会計期間増 加	当中間連結 会計期間減 少	当中間連結 会計期間末	
提出会社	平成19年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	12,639
	平成20年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	1,251
合計		—	—	—	—	—	13,890

(注) 平成19年ストック・オプションとしての新株予約権及び平成20年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月27日 定時株主総会	普通株式	65,742	130	平成20年2月29日	平成20年5月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年10月21日 取締役会	普通株式	65,236	利益剰余金	130	平成20年8月31日	平成20年11月6日

前連結会計年度（自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	551,400	—	—	551,400
合計	551,400	—	—	551,400
自己株式				
普通株式	40,450	5,241	—	45,691
合計	40,450	5,241	—	45,691

（注）普通株式の自己株式の増加5,241株は、取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間連結 会計期間末 残高 （千円）
			前連結会計 年度末	当中間連結 会計期間増 加	当中間連結 会計期間減 少	当中間連結 会計期間末	
提出会社	平成19年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	7,727
	合計	—	—	—	—	—	7,727

（注）平成19年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年5月28日 定時株主総会	普通株式	56,204	110	平成19年2月28日	平成19年5月29日
平成19年10月22日 取締役会	普通株式	66,033	130	平成19年8月31日	平成19年11月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年5月27日 定時株主総会	普通株式	65,742	利益剰余金	130	平成20年2月29日	平成20年5月28日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年 3月 1日 至 平成19年 8月 31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 3月 1日 至 平成20年 8月 31日)	前連結会計年度 (自 平成19年 3月 1日 至 平成20年 2月 29日)
※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年 8月 31日現在) 現金及び預金勘定 1,310,696千円 預入期間が3ヵ月を超える定期預金 Δ 133,056 <hr/> 現金及び現金同等物 1,177,639	※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年 8月 31日現在) 現金及び預金勘定 1,323,440千円 預入期間が3ヵ月を超える定期預金 Δ 133,307 <hr/> 現金及び現金同等物 1,190,133	※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年 2月 29日現在) 現金及び預金勘定 1,187,825千円 預入期間が3ヵ月を超える定期預金 Δ 133,219 <hr/> 現金及び現金同等物 1,054,606

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)					当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)					前連結会計年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)				
1. リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額、減損損失 累計額相当額及び中間期末残高相 当額					1. リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額、減損損失 累計額相当額及び中間期末残高相 当額					1. リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額、減損損失 累計額相当額及び期末残高相当額				
	取得価額 相当額 (千円)	減価償 却累計 額相当 額 (千円)	減損損 失累計 額相当 額 (千円)	中間期 末残高 相当額 (千円)		取得価額 相当額 (千円)	減価償 却累計 額相当 額 (千円)	減損損 失累計 額相当 額 (千円)	中間期 末残高 相当額 (千円)		取得価額 相当額 (千円)	減価償 却累計 額相当 額 (千円)	減損損 失累計 額相当 額 (千円)	期末残 高相当 額 (千円)
有形 固定 資産 のそ の他	1,335,463	957,080	42,419	335,963	有形 固定 資産 のそ の他	1,160,278	869,291	47,167	243,819	有形 固定 資産 のそ の他	1,247,773	914,563	48,029	285,179
ソフ トウ ェア	33,579	18,842	—	14,737	ソフ トウ ェア	25,606	17,620	—	7,985	ソフ トウ ェア	32,979	22,435	—	10,544
合計	1,369,042	975,922	42,419	350,700	合計	1,185,884	886,912	47,167	251,804	合計	1,280,753	936,998	48,029	295,724
(2) 未経過リース料中間期末残高相 当額等 未経過リース料中間期末残高相 当額 1年内 246,438千円 1年超 359,157 合計 605,596 リース資産減損 勘定の残高 46,518千円					(2) 未経過リース料中間期末残高相 当額等 未経過リース料中間期末残高相 当額 1年内 190,337千円 1年超 262,747 合計 453,084 リース資産減損 勘定の残高 32,904千円					(2) 未経過リース料期末残高相当額 等 未経過リース料期末残高相当額 1年内 226,703千円 1年超 315,104 合計 541,807 リース資産減損 勘定の残高 47,737千円				
(3) 支払リース料、リース資産減損 勘定の取崩額、減価償却費相当 額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 155,084千円 リース資産減損 勘定の取崩額 10,881千円 減価償却費相当 額 107,640千円 支払利息相当額 9,832千円 減損損失 5,106千円					(3) 支払リース料、リース資産減損 勘定の取崩額、減価償却費相当 額、支払利息相当額 支払リース料 131,431千円 リース資産減損 勘定の取崩額 14,832千円 減価償却費相当 額 81,653千円 支払利息相当額 7,341千円					(3) 支払リース料、リース資産減損 勘定の取崩額、減価償却費相当 額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 299,830千円 リース資産減損 勘定の取崩額 26,949千円 減価償却費相当 額 227,413千円 支払利息相当額 18,601千円 減損損失 22,393千円				
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残 存価額を10%として定率法で計算 した各期の減価償却費相当額に10 /9を乗じた額を減価償却費相当 額とする方法によっております。					(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左					(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左				
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取 得価額相当額との差額を利息相当 額とし、各期への配分方法につい ては、利息法によっております。					(5) 利息相当額の算定方法 同左					(5) 利息相当額の算定方法 同左				

前中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 93,407千円 1年超 251,681 合計 345,088	2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 93,407千円 1年超 158,273 合計 251,681	2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 93,407千円 1年超 204,977 合計 298,384

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成19年8月31日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価(千円)	中間連結貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
株式	17,343	21,145	3,801
合計	17,343	21,145	3,801

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

区分	中間連結貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券 非上場株式	49,500
合計	49,500

当中間連結会計期間末(平成20年8月31日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価(千円)	中間連結貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
株式	26,094	30,504	4,409
合計	26,094	30,504	4,409

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

区分	中間連結貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券 非上場株式	33,000
合計	33,000

前連結会計年度末(平成20年2月29日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価(千円)	連結貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
株式	18,612	22,646	4,034
合計	18,612	22,646	4,034

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券 非上場株式	52,500
合計	52,500

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間(自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)

1. スtock・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費のその他 2,713千円
2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
提出会社

	平成19年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社監査役 2名 当社従業員 119名
ストック・オプション数(注)	普通株式 9,750株
付与日	平成19年5月28日
権利確定条件	付与日(平成19年5月28日)以降、権利確定日(平成21年5月31日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成19年5月28日から平成21年5月31日まで
権利行使期間	平成21年6月1日から平成23年5月31日まで
権利行使価格(円)	9,050
公正な評価単価(付与日)(円)	2,146

(注)株式数に換算して記載しております。

当中間連結会計期間(自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)

1. スtock・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費のその他 6,163千円
2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
提出会社

	平成20年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社監査役 2名 当社従業員 127名
ストック・オプション数(注)	普通株式 10,080株
付与日	平成20年5月27日
権利確定条件	付与日(平成20年5月27日)以降、権利確定日(平成22年5月31日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成20年5月27日から平成22年5月31日まで
権利行使期間	平成22年6月1日から平成24年5月31日まで
権利行使価格(円)	7,898
公正な評価単価(付与日)(円)	949

(注)株式数に換算して記載しております。

前連結会計年度（自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日）

1. ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費のその他 7,727千円

2. 当連結会計年度において存在したストック・オプションの内容

①提出会社

	平成16年ストック・オプション	平成17年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社監査役 2名 当社従業員 114名	当社取締役 7名 当社監査役 2名 当社従業員 120名	当社取締役 8名 当社監査役 2名 当社従業員 119名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 10,000株	普通株式 11,680株	普通株式 9,750株
付与日	平成16年5月27日	平成17年6月3日	平成19年5月28日
権利確定条件	付与日（平成16年5月27日）以降、権利確定日（平成18年5月31日）まで継続して勤務していること。	付与日（平成17年6月3日）以降、権利確定日（平成19年5月31日）まで継続して勤務していること。	付与日（平成19年5月28日）以降、権利確定日（平成21年5月31日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成16年5月27日から 平成18年5月31日まで	平成17年6月3日から 平成19年5月31日まで	平成19年5月28日から 平成21年5月31日まで
権利行使期間	平成18年6月1日から 平成20年5月31日まで	平成19年6月1日から 平成21年5月31日まで	平成21年6月1日から 平成23年5月31日まで
権利行使価格 (円)	22,854	17,309	9,050
公正な評価単価(付与日) (円)	—	—	2,146

②連結子会社(株)ユーブック

	平成17年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	同社取締役 5名 同社従業員 13名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 2,010株
付与日	平成17年7月15日
権利確定条件	付与日（平成17年7月15日）以降、権利確定日（平成19年7月16日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成17年7月15日から 平成19年7月16日まで
権利行使期間	平成19年7月16日から 平成25年1月3日まで
権利行使価格 (円)	7,000
公正な評価単価(付与日) (円)	—

③連結子会社(株)アイ・カフェ

	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	同社取締役 3名 同社監査役 2名 同社従業員 6名	同社取締役 4名 同社監査役 4名 同社従業員 25名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 966株	普通株式 900株
付与日	平成17年9月1日	平成18年9月13日
権利確定条件	付与日(平成17年9月1日)以降、権利確定日(平成19年5月31日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成18年9月13日)以降、権利確定日(平成20年8月31日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成17年9月1日から平成19年5月31日まで	平成18年9月13日から平成20年8月31日まで
権利行使期間	平成19年6月1日から平成27年4月30日まで	平成20年9月1日から平成27年8月31日まで
権利行使価格 (円)	50,000	60,000
公正な評価単価(付与日) (円)	—	—

④連結子会社インターピア㈱

	平成12年ストック・オプション	平成13年自社株式オプション	平成17年ストック・オプション (第1回)
付与対象者の区分及び人数	同社取締役 1名 同社従業員 1名	社外協力企業 1社	同社取締役 4名 同社監査役 2名 同社従業員 14名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 30株	普通株式 10株	普通株式 200株
付与日	平成12年11月30日	平成13年12月10日	平成17年6月24日
権利確定条件	確定条件は付されてお りません。	確定条件は付されてお りません。	付与日(平成17年12月28 日)以降、権利確定日(平 成19年3月31日)まで継続 して勤務していること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり ません。	対象勤務期間の定めはあり ません。	平成17年12月28日から 平成19年3月31日まで
権利行使期間	平成14年12月1日から 平成22年11月30日まで	インターピア㈱の普通株式 がいずれかの証券取引所に 上場した日から8年間。但 し平成23年12月10日を限度 とする。	平成19年4月1日から 平成22年3月31日まで
権利行使価格 (円)	50,000	296,923	50,000
公正な評価単価(付与日) (円)	—	—	—

	平成17年ストック・オプション (第2回)	平成17年ストック・オプション (第3回)	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	同社取締役 2名 同社監査役 3名	同社取締役 3名 同社従業員 22名	同社従業員 3名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 50株	普通株式 250株	普通株式 40株
付与日	平成17年12月28日	平成17年12月28日	平成18年11月30日
権利確定条件	付与日(平成17年12月28 日)以降、権利確定日(平 成19年3月31日)まで継続 して勤務していること。	付与日(平成17年12月28 日)以降、権利確定日(平 成19年12月28日)まで継続 して勤務していること。	付与日(平成18年11月30 日)以降、権利確定日(平 成20年11月30日)まで継続 して勤務していること。
対象勤務期間	平成17年12月28日から 平成19年3月31日まで	平成17年12月28日から 平成19年12月28日まで	平成18年11月30日から 平成20年11月30日まで
権利行使期間	平成19年4月1日から 平成22年3月31日まで	平成19年12月29日から 平成24年12月28日まで	平成20年12月1日から 平成25年11月30日まで
権利行使価格 (円)	50,000	50,000	250,000
公正な評価単価(付与日) (円)	—	—	—

(注)株式数に換算して記載しております。

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間(自平成19年3月1日至平成19年8月31日)、当中間連結会計期間(自平成20年3月1日至平成20年8月31日)及び前連結会計年度(自平成19年3月1日至平成20年2月29日)において、該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成19年3月1日至平成19年8月31日)

	古本市場事業 (千円)	アイ・カフェ事業 (千円)	EC事業 (千円)	計(千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	20,182,050	1,348,632	216,928	21,747,611	—	21,747,611
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	6,970	—	40,358	47,328	△47,328	—
計	20,189,021	1,348,632	257,286	21,794,940	△47,328	21,747,611
営業費用	18,862,908	1,472,466	245,510	20,580,886	406,034	20,986,920
営業利益(△は営業損失)	1,326,112	△123,834	11,776	1,214,054	△453,363	760,691

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、販売形態の種類を勘案して区分しております。

2. 各事業の内容

(1)古本市場事業……………店頭でのリサイクル品の買取・販売及び新品の販売、その他雑貨の販売及びリサイクル品の卸売り

(2)アイ・カフェ事業……飲食店・喫茶店の経営及びインターネットを利用した情報提供サービス並びにインターネット施設向けシステム販売及び加盟店運営サポート

(3)EC事業……………インターネットによるリサイクル品の買取・販売及び新品の販売

3. 当中間連結会計期間における営業費用のうち、消去又は全社に含めた配賦不能営業費用の金額は433,058千円であり、その主なものは、当社の経理財務・人事能力開発・総務等の本社管理部門に係る費用であります。

4. 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当社及び連結子会社は、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産(建物を除く)について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、これによる事業の種類別セグメント情報に与える影響は軽微であります。

5. 「追加情報」に記載のとおり、当社及び連結子会社は、当中間連結会計期間より、すべての建物について、残存価額をゼロとして減価償却する方法に変更しております。この変更により、従来の方法によった場合と比較して古本市場事業において20,463千円、アイ・カフェ事業において5,523千円、全社において320千円の営業費用が増加し、営業利益は同額減少しております。

当中間連結会計期間（自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日）

	古本市場事業 (千円)	アイ・カフェ事業 (千円)	EC事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	17,967,660	1,567,223	220,341	19,755,225	—	19,755,225
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	2,488	62	41,357	43,908	△43,908	—
計	17,970,148	1,567,286	261,698	19,799,134	△43,908	19,755,225
営業費用	16,894,514	1,625,547	254,517	18,774,579	496,792	19,271,372
営業利益 (△は営業損失)	1,075,634	△58,261	7,181	1,024,554	△540,701	483,853

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、販売形態の種類を勘案して区分しております。

2. 各事業の内容

(1)古本市場事業……………店頭でのリサイクル品の買取・販売及び新品の販売、その他雑貨の販売及びリサイクル品の卸売り

(2)アイ・カフェ事業……………飲食店・喫茶店の経営及びインターネットを利用した情報提供サービス並びにインターネット施設向けシステム販売及び加盟店運営サポート

(3)EC事業……………インターネットによるリサイクル品の買取・販売及び新品の販売

3. 当中間連結会計期間における営業費用のうち、消去又は全社に含めた配賦不能営業費用の金額は539,929千円であり、その主なものは、当社の経理財務・人事能力開発・総務等の本社管理部門に係る費用であります。

4. 「追加情報」に記載のとおり、当社及び連結子会社は、当中間連結会計期間から、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産（建物を除く）について、償却可能限度額まで償却した連結会計年度の翌連結会計年度から5年で均等償却する方法に変更しております。なお、この変更に伴う各セグメントの営業利益及び営業損失に与える影響額は軽微であります。

前連結会計年度（自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日）

	古本市場事業 (千円)	アイ・カフェ事業 (千円)	EC事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	42,323,443	2,816,990	427,786	45,568,221	—	45,568,221
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	9,263	—	78,619	87,883	△87,883	—
計	42,332,706	2,816,990	506,406	45,656,104	△87,883	45,568,221
営業費用	39,649,936	3,041,983	498,668	43,190,588	929,211	44,119,799
営業利益 (△は営業損失)	2,682,769	△224,992	7,738	2,465,515	△1,017,094	1,448,421

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、販売形態の種類を勘案して区分しております。

2. 各事業の内容

- (1) 古本市場事業……………店頭でのリサイクル品の買取・販売及び新品の販売、その他雑貨の販売
- (2) アイ・カフェ事業……………飲食店・喫茶店の経営及びインターネットを利用した情報提供サービス並びにインターネット施設向けシステム販売及び加盟店運営サポート
- (3) EC事業……………インターネットによるリサイクル品の買取・販売及び新品の販売

3. 当連結会計年度における営業費用のうち、消去又は全社に含めた配賦不能営業費用の金額は980,204千円であり、その主なものは、当社の経理財務・人事総務等の本社管理部門に係る費用であります。

4. 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当社及び連結子会社は、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産（建物を除く）について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、これによる事業の種類別セグメント情報に与える影響は軽微であります。

5. 「追加情報」に記載のとおり、当社及び連結子会社は、当連結会計年度より、すべての建物について、残存価額をゼロとして減価償却する方法に変更しております。この変更により、従来の方法によった場合と比較して古本市場事業において41,495千円、アイ・カフェ事業において10,940千円、全社において640千円の営業費用が増加し、営業利益は同額減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日）、当中間連結会計期間（自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日）及び前連結会計年度（自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日）において、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため該当事項はありません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間（自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日）、当中間連結会計期間（自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日）及び前連結会計年度（自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日）において、海外売上高がないため該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
1株当たり純資産額 8,781.63円 1株当たり中間純利益金 885.34円 額 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 9,080.57円 1株当たり中間純利益金 182.02円 額 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 9,015.50円 1株当たり当期純利益金 1,248.60円 額 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(千円)	451,710	91,742	634,999
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益 (千円)	451,710	91,742	634,999
期中平均株式数(株)	510,211	504,022	508,567
潜在株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益金額			
中間(当期)純利益調整額 (千円)	—	—	—
普通株式増加数(株)	—	—	—
(うち新株予約権)	—	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	提出会社の発行する新株予約権3種類(株式の数27,380株) なお、提出会社の発行する新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 連結子会社の発行する新株予約権7種類(株式の数2,752株) 新株引受権2種類(株式の数40株)	提出会社の発行する新株予約権3種類(株式の数28,900株) なお、提出会社の発行する新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 連結子会社の発行する新株予約権7種類(株式の数2,596株) 新株引受権2種類(株式の数40株)	提出会社の発行する新株予約権3種類(株式の数26,360株) なお、提出会社の発行する新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 連結子会社の発行する新株予約権7種類(株式の数2,707株) 新株引受権2種類(株式の数40株)

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 (平成19年8月31日)	当中間連結会計期間末 (平成20年8月31日)	前連結会計年度末 (平成20年2月29日)
純資産の部の合計額(千円)	4,733,481	4,760,446	4,769,608
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	272,852	203,604	210,387
(うち新株予約権)	(2,713)	(13,890)	(7,727)
(うち少数株主持分)	(270,139)	(189,714)	(202,659)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(千円)	4,460,628	4,556,841	4,559,221
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(株)	507,950	501,823	505,709

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成19年 3月 1日 至 平成19年 8月 31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 3月 1日 至 平成20年 8月 31日)	前連結会計年度 (自 平成19年 3月 1日 至 平成20年 2月 29日)
		<p>(ストック・オプション)</p> <p>当社は、平成20年 5月 27日開催の定時株主総会において、取締役及び監査役に対しストック・オプション報酬として新株予約権を付与すること、並びに、従業員に対しストック・オプションとして新株予約権を付与することを決議いたしました。</p> <p>1. 新株予約権の目的となる株式の種類 当社普通株式</p> <p>2. 株式の数</p> <p>① 取締役及び監査役を付与対象とする新株予約権の目的である株式数については、当社普通株式5,200株を上限とする。</p> <p>② 従業員を付与対象とする新株予約権の目的である株式数については、当社普通株式5,600株を上限とする。</p> <p>3. 新株予約権の総数</p> <p>① 取締役及び監査役を付与対象とする新株予約権については、5,200個を上限とする。</p> <p>② 従業員を付与対象とする新株予約権については、5,600個を上限とする。</p> <p>4. 新株予約権と引換えに払込む金額 金銭の払込を要しないものとする。</p> <p>5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使により受け取ることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割当てる日の属する月の前月の各日のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.10を乗じた金額とする。但し、その金額が割当日の終値(当日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。</p> <p>6. 新株予約権の行使期間 平成22年 6月 1日から平成24年 5月 31日まで</p>

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成19年8月31日)		当中間会計期間末 (平成20年8月31日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成20年2月29日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		760,457		736,595		704,275	
2. 売掛金		186,717		195,353		187,353	
3. たな卸資産		3,792,633		3,636,025		3,720,230	
4. その他		857,117		645,882		583,541	
貸倒引当金		△778		—		△451	
流動資産合計			5,596,147	52.6		5,213,856	53.1
II 固定資産							
1. 有形固定資産	※1						
(1)建物		1,002,715		903,469		925,178	
(2)土地		242,279		242,279		242,279	
(3)建設仮勘定		20,000		50,408		98,835	
(4)その他		270,890		309,920		308,591	
有形固定資産合計		1,535,885		1,506,078		1,574,884	
2. 無形固定資産							
(1)ソフトウェア		138,189		229,269		184,673	
(2)その他		12,395		12,381		12,388	
無形固定資産合計		150,585		241,651		197,062	
3. 投資その他の資産							
(1)関係会社株式		1,060,299		526,086		521,886	
(2)長期貸付金		465,452		425,354		424,192	
(3)差入保証金		1,264,787		1,285,153		1,271,587	
(4)その他		560,405		620,944		601,222	
投資その他の資産合計		3,350,944		2,857,538		2,818,888	
固定資産合計			5,037,415	47.4		4,605,268	46.9
資産合計			10,633,563	100.0		9,819,124	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成19年8月31日)		当中間会計期間末 (平成20年8月31日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成20年2月29日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 買掛金		1,215,162		1,085,496		1,272,272	
2. 短期借入金		1,200,000		900,000		600,000	
3. 1年内返済予定長期 借入金		583,029		570,246		485,860	
4. 未払法人税等		322,255		160,333		527,000	
5. 賞与引当金		99,940		93,931		89,564	
6. ポイント値引引当金		255,942		266,794		269,287	
7. その他	※2	585,543		612,895		671,024	
流動負債合計		4,261,874	40.1	3,689,696	37.6	3,915,009	40.0
II 固定負債							
1. 長期借入金		1,060,031		1,038,039		827,450	
2. 退職給付引当金		130,083		144,678		138,184	
3. 役員退職慰労引当金		149,195		139,664		160,899	
4. その他		154,841		132,454		135,556	
固定負債合計		1,494,153	14.1	1,454,836	14.8	1,262,090	12.9
負債合計		5,756,027	54.2	5,144,533	52.4	5,177,099	52.9
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金		1,165,507	11.0	1,165,507	11.9	1,165,507	11.9
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		1,119,796		1,119,796		1,119,796	
資本剰余金合計		1,119,796	10.5	1,119,796	11.4	1,119,796	11.5
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金		16,117		16,117		16,117	
(2) その他利益剰余金							
別途積立金		1,940,000		2,340,000		1,940,000	
繰越利益剰余金		951,228		388,722		699,182	
利益剰余金合計		2,907,346	27.3	2,744,840	27.9	2,655,300	27.1
4. 自己株式		△320,091	△3.0	△372,069	△3.8	△342,048	△3.5
株主資本合計		4,872,558	45.8	4,658,074	47.4	4,598,555	47.0
II 評価・換算差額等							
1. その他有価証券 評価差額金		2,264	0.0	2,626	0.0	2,402	0.0
評価・換算差額等合計		2,264	0.0	2,626	0.0	2,402	0.0
III 新株予約権		2,713	0.0	13,890	0.2	7,727	0.1
純資産合計		4,877,535	45.8	4,674,591	47.6	4,608,686	47.1
負債純資産合計		10,633,563	100.0	9,819,124	100.0	9,785,785	100.0

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)		当中間会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)				
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)			
I 売上高			20,192,827	100.0		17,978,482	100.0		42,338,139	100.0
II 売上原価			15,090,512	74.7		13,116,723	73.0		32,028,516	75.6
売上総利益			5,102,314	25.3		4,861,758	27.0		10,309,623	24.4
III 販売費及び一般管理費			4,246,299	21.0		4,344,060	24.1		8,680,549	20.5
営業利益			856,014	4.3		517,697	2.9		1,629,073	3.9
IV 営業外収益	※1		59,832	0.3		65,511	0.4		131,428	0.3
V 営業外費用	※2		53,515	0.3		86,685	0.5		129,472	0.3
経常利益			862,332	4.3		496,523	2.8		1,631,028	3.9
VI 特別利益	※3		116	0.0		4,750	0.0		12,304	0.0
VII 特別損失	※4		183,668	0.9		204,810	1.2		759,941	1.8
税引前中間(当期) 純利益			678,780	3.4		296,462	1.6		883,391	2.1
法人税、住民税及び 事業税	※6	304,711			141,180			736,965		
法人税等調整額		—	304,711	1.5	—	141,180	0.7	△41,629	695,335	1.6
中間(当期)純利益			374,068	1.9		155,282	0.9		188,056	0.5

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自平成19年3月1日 至平成19年8月31日）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				別途積立金	繰越利益剰余金		
平成19年2月28日 残高 (千円)	1,165,507	1,119,796	16,117	1,740,000	833,364	△290,489	4,584,296
中間会計期間中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	△56,204	—	△56,204
別途積立金の積立	—	—	—	200,000	△200,000	—	—
中間純利益	—	—	—	—	374,068	—	374,068
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△29,602	△29,602
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	—	—	—	200,000	117,864	△29,602	288,261
平成19年8月31日 残高 (千円)	1,165,507	1,119,796	16,117	1,940,000	951,228	△320,091	4,872,558

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
平成19年2月28日 残高 (千円)	4,066	—	4,588,363
中間会計期間中の変動額			
剰余金の配当	—	—	△56,204
別途積立金の積立	—	—	—
中間純利益	—	—	374,068
自己株式の取得	—	—	△29,602
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	△1,802	2,713	911
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	△1,802	2,713	289,172
平成19年8月31日 残高 (千円)	2,264	2,713	4,877,535

当中間会計期間（自平成20年3月1日 至平成20年8月31日）

	株主資本						自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
				別途 積立金	繰越利益 剰余金			
平成20年2月29日 残高 (千円)	1,165,507	1,119,796	16,117	1,940,000	699,182	△342,048	4,598,555	
中間会計期間中の変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	△65,742	—	△65,742	
別途積立金の積立	—	—	—	400,000	△400,000	—	—	
中間純利益	—	—	—	—	155,282	—	155,282	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△30,021	△30,021	
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	—	—	—	400,000	△310,459	△30,021	59,518	
平成20年8月31日 残高 (千円)	1,165,507	1,119,796	16,117	2,340,000	388,722	△372,069	4,658,074	

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
平成20年2月29日 残高 (千円)	2,402	7,727	4,608,686
中間会計期間中の変動額			
剰余金の配当	—	—	△65,742
別途積立金の積立	—	—	—
中間純利益	—	—	155,282
自己株式の取得	—	—	△30,021
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	223	6,163	6,386
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	223	6,163	65,905
平成20年8月31日 残高 (千円)	2,626	13,890	4,674,591

前事業年度の株主資本等変動計算書（自平成19年3月1日 至平成20年2月29日）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				別途積立金	繰越利益剰余金		
平成19年2月28日 残高 (千円)	1,165,507	1,119,796	16,117	1,740,000	833,364	△290,489	4,584,296
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	△122,238	—	△122,238
別途積立金の積立て	—	—	—	200,000	△200,000	—	—
当期純利益	—	—	—	—	188,056	—	188,056
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△51,559	△51,559
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計 (千円)	—	—	—	200,000	△134,181	△51,559	14,259
平成20年2月29日 残高 (千円)	1,165,507	1,119,796	16,117	1,940,000	699,182	△342,048	4,598,555

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
平成19年2月28日 残高 (千円)	4,066	—	4,588,363
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	—	—	△122,238
別途積立金の積立て	—	—	—
当期純利益	—	—	188,056
自己株式の取得	—	—	△51,559
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	△1,663	7,727	6,063
事業年度中の変動額合計 (千円)	△1,663	7,727	20,322
平成20年2月29日 残高 (千円)	2,402	7,727	4,608,686

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
1. 資産の評価基準及び 評価方法	<p>(イ)有価証券</p> <p>(1)子会社株式及び関連会社株式 …移動平均法による原価法</p> <p>(2)その他有価証券時価のあるもの …中間決算日の市場価格に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの …移動平均法による原価法</p> <p>(ロ)たな卸資産</p> <p>(1)商品 …主として移動平均法による原価法</p> <p>(2)貯蔵品 …最終仕入原価法</p>	<p>(イ)有価証券</p> <p>(1)子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2)その他有価証券時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(ロ)たな卸資産</p> <p>(1)商品 同左</p> <p>(2)貯蔵品 同左</p>	<p>(イ)有価証券</p> <p>(1)子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2)その他有価証券時価のあるもの …決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(ロ)たな卸資産</p> <p>(1)商品 同左</p> <p>(2)貯蔵品 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(イ)有形固定資産 定率法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 10～20年 その他 5～20年</p>	<p>(イ)有形固定資産 同左</p>	<p>(イ)有形固定資産 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
	(ロ)無形固定資産 ソフトウェア …自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づく定額法 その他の無形固定資産 …定額法 (ハ)長期前払費用 定額法	(ロ)無形固定資産 ソフトウェア 同左 その他の無形固定資産 同左 (ハ)長期前払費用 同左	(ロ)無形固定資産 ソフトウェア 同左 その他の無形固定資産 同左 (ハ)長期前払費用 同左
3. 引当金の計上基準	(イ)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (ロ)賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (ハ)ポイント値引引当金 将来のポイントサービスの利用による売上値引に備えるため、過去の使用実績に基づき将来使用されると見込まれる金額を計上しております。 (ニ)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により翌事業年度から費用処理しております。 (ホ)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に充てるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。	(イ)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。 (ロ)賞与引当金 同左 (ハ)ポイント値引引当金 同左 (ニ)退職給付引当金 同左 (ホ)役員退職慰労引当金 同左	(イ)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (ロ)賞与引当金 同左 (ハ)ポイント値引引当金 同左 (ニ)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により翌事業年度から費用処理しております。 (ホ)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に充てるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

項目	前中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が、借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
5. その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
<p>(有形固定資産の減価償却の方法の変更)</p> <p>当社は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産（建物を除く）について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	—————	<p>(有形固定資産の減価償却の方法の変更)</p> <p>当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産（建物を除く）について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>

追加情報

前中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
<p>(建物の残存価額)</p> <p>当社の建物については、従来、残存価額を取得原価の5%と見積り減価償却を行っておりましたが、すべての建物を当中間会計期間から残存価額をゼロとして減価償却する方法に変更しております。この変更は、近年の店舗閉鎖時における建物処分損の重要性が増してきたため、建物の残存価額の見直しを行ったことによるものであります。</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合と比較して、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益がそれぞれ20,783千円減少しております。</p>	<p>(有形固定資産の残存簿価の償却方法)</p> <p>法人税法の改正に伴い、当中間会計期間から、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産（建物を除く）について、償却可能限度額まで償却した事業年度の翌事業年度から5年で均等償却する方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(建物の残存価額)</p> <p>当社の建物については、従来、残存価額を取得原価の5%と見積り減価償却を行っておりましたが、すべての建物を当事業年度から残存価額をゼロとして減価償却する方法に変更しております。この変更は、近年の店舗閉鎖時における建物処分損の重要性が増してきたため、建物の残存価額の見直しを行ったことによるものであります。</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合と比較して、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ42,135千円減少しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年8月31日)	当中間会計期間末 (平成20年8月31日)	前事業年度末 (平成20年2月29日)
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,348,253千円</p> <p>※2. 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,580,795千円</p> <p>※2. 同左</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,467,386千円</p> <p>—————</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年 3月 1日 至 平成19年 8月 31日)	当中間会計期間 (自 平成20年 3月 1日 至 平成20年 8月 31日)	前事業年度 (自 平成19年 3月 1日 至 平成20年 2月 29日)
※ 1. 営業外収益の主要項目 受取利息 3,765千円 受取賃貸料 38,479千円 ※ 2. 営業外費用の主要項目 支払利息 22,074千円 不動産賃貸費用 31,302千円 ※ 3. 特別利益の主要項目 固定資産売却益 116千円	※ 1. 営業外収益の主要項目 受取利息 2,249千円 受取賃貸料 49,619千円 ※ 2. 営業外費用の主要項目 支払利息 20,178千円 不動産賃貸費用 63,836千円 ※ 3. 特別利益の主要項目 貸倒引当金戻入益 451千円 投資有価証券売却益 550千円 保険収入 3,749千円	※ 1. 営業外収益の主要項目 受取利息 11,636千円 受取賃貸料 79,542千円 ※ 2. 営業外費用の主要項目 支払利息 42,326千円 不動産賃貸費用 84,387千円 ※ 3. 特別利益の主要項目 貸倒引当金戻入益 176千円 固定資産売却益 116千円 賃貸契約解約益 12,012千円

前中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)															
<p>※4. 特別損失の主要項目</p> <p>固定資産除却損 213千円</p> <p>関係会社株式評価損 183,454千円</p>	<p>※4. 特別損失の主要項目</p> <p>商品評価損 182,857千円</p> <p>固定資産除却損 2,050千円</p> <p>リース契約解約損 402千円</p> <p>投資有価証券評価損 19,499千円</p> <p>(商品評価損)</p> <p>抜本的な古本の物流コストの改善、店舗・物流センターにおけるオペレーションの改善を目的とした「物流改善プロジェクト」の実施に伴い、余剰在庫(古本商品)の廃棄を決定したことにより、商品(古本)の廃棄損失見込額を特別損失として計上したものであります。</p>	<p>※4. 特別損失の主要項目</p> <p>固定資産除却損 2,427千円</p> <p>減損損失 37,988千円</p> <p>リース契約解約損 257千円</p> <p>関係会社株式評価損 719,267千円</p> <p>(減損損失)</p> <p>当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。</p> <table border="1" data-bbox="1000 660 1417 1093"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道圏</td> <td>古本市場 店舗1店舗</td> <td>建物、器具備品、リース資産</td> </tr> <tr> <td>関東圏</td> <td>古本市場 店舗1店舗</td> <td>建物、器具備品、リース資産</td> </tr> <tr> <td>中部圏</td> <td>転貸 店舗1店舗</td> <td>建物</td> </tr> <tr> <td>近畿圏</td> <td>古本市場 店舗1店舗</td> <td>建物、構築物、器具備品、リース資産</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、独立採算管理が可能である店舗ごとに資産をグルーピングしております。</p> <p>なお、遊休資産については当該資産単独でグルーピングしております。</p> <p>営業損益において減損の兆候がみられた店舗及び今後の使用見込みが乏しい遊休資産については、将来の回収可能性を勘案したうえで帳簿価額を減額し、当該減少額及びその店舗にて使用しているリース資産のリース残債を減額し、当該減少額を合計し、減損損失(37,988千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物17,351千円、構築物2,008千円、器具備品3,058千円及びリース資産15,569千円であります。</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、備忘価額により評価しております。</p> <p>(関係会社株式評価損)</p> <p>子会社である(株)ユーブック及び(株)アイ・カフェの株式を減損処理したものであります。</p>	場所	用途	種類	北海道圏	古本市場 店舗1店舗	建物、器具備品、リース資産	関東圏	古本市場 店舗1店舗	建物、器具備品、リース資産	中部圏	転貸 店舗1店舗	建物	近畿圏	古本市場 店舗1店舗	建物、構築物、器具備品、リース資産
場所	用途	種類															
北海道圏	古本市場 店舗1店舗	建物、器具備品、リース資産															
関東圏	古本市場 店舗1店舗	建物、器具備品、リース資産															
中部圏	転貸 店舗1店舗	建物															
近畿圏	古本市場 店舗1店舗	建物、構築物、器具備品、リース資産															

前中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
5. 減価償却実施額 有形固定資産 111,007千円 無形固定資産 23,098千円	5. 減価償却実施額 有形固定資産 122,768千円 無形固定資産 35,502千円	5. 減価償却実施額 有形固定資産 240,838千円 無形固定資産 57,831千円
※6. 当中間会計期間における税金費用については、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。	※6. 同左	—————

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数 (株)	当中間会計期間減少 株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	40,450	3,000	—	43,450
合計	40,450	3,000	—	43,450

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加3,000株は、取締役会決議による自己株式の取得であります。

当中間会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数 (株)	当中間会計期間減少 株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	45,691	3,886	—	49,577
合計	45,691	3,886	—	49,577

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加3,886株は、取締役会決議による自己株式の取得であります。

前事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	40,450	5,241	—	45,691
合計	40,450	5,241	—	45,691

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加5,241株は、取締役会決議による自己株式の取得であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年 3月 1日 至 平成19年 8月31日)					当中間会計期間 (自 平成20年 3月 1日 至 平成20年 8月31日)					前事業年度 (自 平成19年 3月 1日 至 平成20年 2月29日)				
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額					1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額					1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
有形固定資産のその他	1,100,963	799,635	13,576	287,750	有形固定資産のその他	948,959	715,234	17,052	216,672	有形固定資産のその他	1,014,172	745,188	17,915	251,067
ソフトウェア	24,129	15,595	—	8,533	ソフトウェア	17,956	13,494	—	4,461	ソフトウェア	23,529	17,547	—	5,982
合計	1,125,092	815,231	13,576	296,284	合計	966,915	728,729	17,052	221,133	合計	1,037,702	762,736	17,915	257,051
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 197,129千円 1年超 281,898 合計 479,027 リース資産減損勘定の残高 12,190千円					(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 149,896千円 1年超 225,598 合計 375,495 リース資産減損勘定の残高 15,894千円					(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年内 180,573千円 1年超 260,418 合計 440,991 リース資産減損勘定の残高 21,146千円				
(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 127,009千円 リース資産減損勘定の取崩額 3,594千円 減価償却費相当額 90,577千円 支払利息相当額 7,930千円					(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 106,489千円 リース資産減損勘定の取崩額 5,251千円 減価償却費相当額 71,878千円 支払利息相当額 6,136千円					(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 244,481千円 リース資産減損勘定の取崩額 10,207千円 減価償却費相当額 195,878千円 支払利息相当額 15,177千円 減損損失 15,569千円				
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として定率法で計算した各期の減価償却費相当額に10/9を乗じた額を減価償却費相当額とする方法によっております。					(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左					(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左				
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。					(5) 利息相当額の算定方法 同左					(5) 利息相当額の算定方法 同左				

前中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料	2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料	2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料
1年内 24,014千円	1年内 24,014千円	1年内 24,014千円
1年超 44,026	1年超 20,012	1年超 32,019
合計 68,040	合計 44,026	合計 56,033

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間、前事業年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(企業結合等関係)

前中間会計期間(自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)、当中間会計期間(自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)及び前事業年度(自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)において、該当事項はありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成19年 3月 1日 至 平成19年 8月31日)	当中間会計期間 (自 平成20年 3月 1日 至 平成20年 8月31日)	前事業年度 (自 平成19年 3月 1日 至 平成20年 2月29日)
		<p>(ストック・オプション)</p> <p>当社は、平成20年 5月27日開催の定時株主総会において、取締役及び監査役に対しストック・オプション報酬として新株予約権を付与すること、並びに、従業員に対しストック・オプションとして新株予約権を付与することを決議いたしました。</p> <p>なお、詳細については、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (重要な後発事象)」に記載のとおりであります。</p>

(2) 【その他】

平成20年10月21日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額……………65,236千円

(ロ) 1株当たりの金額……………130円

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成20年11月6日

(注) 平成20年8月31日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第18期）（自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日）平成20年5月28日中国財務局長に提出

(2) 臨時報告書

平成20年6月3日中国財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成20年9月17日中国財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（提出会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書であります。

(3) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 平成20年2月1日 至 平成20年2月29日）平成20年3月10日中国財務局長に提出

報告期間（自 平成20年3月21日 至 平成20年3月31日）平成20年4月11日中国財務局長に提出

報告期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年4月30日）平成20年5月12日中国財務局長に提出

報告期間（自 平成20年6月2日 至 平成20年6月30日）平成20年7月10日中国財務局長に提出

報告期間（自 平成20年7月1日 至 平成20年7月31日）平成20年8月12日中国財務局長に提出

報告期間（自 平成20年8月1日 至 平成20年8月31日）平成20年9月10日中国財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年11月27日

株式会社テイツー

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 笹井 和廣 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中桐 光康 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テイツーの平成19年3月1日から平成20年2月29日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社テイツー及び連結子会社の平成19年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月20日

株式会社テイツー

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 笹井 和廣 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中桐 光康 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テイツーの平成20年3月1日から平成21年2月28日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年3月1日から平成20年8月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社テイツー及び連結子会社の平成20年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年3月1日から平成20年8月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年11月27日

株式会社テイツー

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 笹井 和廣 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中桐 光康 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テイツーの平成19年3月1日から平成20年2月29日までの第18期事業年度の中間会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社テイツーの平成19年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月20日

株式会社テイツー

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 笹井 和廣 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中桐 光康 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テイツーの平成20年3月1日から平成21年2月28日までの第19期事業年度の中間会計期間（平成20年3月1日から平成20年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社テイツーの平成20年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成20年3月1日から平成20年8月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。